

第3章 施策の方向



1 計画の基本理念

○子ども・若者は生まれながらに権利の主体であり、自分らしい人生を自分で選ぶことができます。

○子ども・若者が自分らしく生きるために、子ども期に「豊島区子どもの権利に関する条例」に掲げる『大切な子どもの権利』が保障され、ライフステージに応じた切れ目のない支援を受けながら、今とこれからの最善の利益を守られることが必要です。

○豊かな文化を育み、様々な価値観をもつ人々がお互いを尊重し合い、共生するまち豊島区。このまちで、子ども・若者は、身近な愛情に包まれて、自己肯定感を育みながら自尊感情を醸成し、健やかに成長するとともに、多様な他者とともに未来を切り拓いていきます。

○子ども・若者との対話をしながら、区のあらゆる施策に「豊島区子どもの権利に関する条例」に掲げる子どもの権利保障の理念を反映するよう、ともに進めていきます。子どもの声の反映に当たっては、家庭、子どもに関わる施設、地域、行政など関係する機関と緊密に連携し、子ども・若者の多様な声を丁寧に聴き、施策に結び付けていきます。

○すべての子ども・若者が、社会の一員として今を主体的に生き、明るい未来を切り拓くために、安全安心に暮らし、成長できるまちづくりを推進します。

【 基 本 理 念 】

子ども・若者とともにつくる
子どもの権利が保障され 自分らしく成長できるまち豊島区



2 基本的な考え方

豊島区では、計画の基本理念を実現するために、次に掲げる 6 つの目指す姿へ向けて必要な施策を進めていきます。

(1)子どもの権利が保障され 子どもが 自分らしく成長できるまち

すべての子どもは、生まれながらに皆等しく、子どもの権利を持っており、その権利は保障されるものです。そのために、以下の取組を進めていきます。

○子どもや子どもに関わる大人が子どもの権利への理解を深め、学びを継続することで、子どもの権利保障の理念が浸透するよう取組を推進します。

○子どもの社会参画を進めるため、自分のことに関する子どもの意見が尊重されつつ表明され、それを大人が受け止め、フィードバックするといった意見反映の取組を進めます。

○子どもが安心して過ごせる環境を確保するために、子どもの居場所を充実化させていきます。

○大切な子どもの権利が虐待やいじめなどにより侵害されないように権利侵害防止に取り組むとともに、権利侵害が生じてしまった際のサポート体制を整備します。

(2)妊娠期の方や子育て家庭が 安心して 子育てできるまち

子どもが健やかに成長するためには、家庭が孤立することなく、また、保護者が過度な負担やストレスを感じることなく、子どもと安心して暮らせる環境が必要です。そのために、医療・健康支援、子育てサービス、家庭教育・相談支援、及び生活困窮やひとり親家庭への支援といった妊娠期の方や子育て家庭に係る包括的な支援を切れ目なく、プッシュ型で進めていきます。

(3)子どもが 主体的に学び 育つことができるまち

子どもが自己肯定感を育み、自己として確立していけるように、子どもの育ちに係る質にも目を向けて、幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実化を図るとともに、子どもの主体性を尊重した学校環境を整備していきます。

(4)若者が 社会とつながり合い 自分らしく成長できるまち

若者が主体的に自らの人生を歩み、社会の一員として経済的・社会的に自立していけるように、生活力の向上や健康の確保を図るとともに、就労支援・相談支援を行います。また、居場所や活動の場の充実度を高めつつ、若者の社会参画を促進します。

(5)子ども・若者が 安心して 生きることができるまち

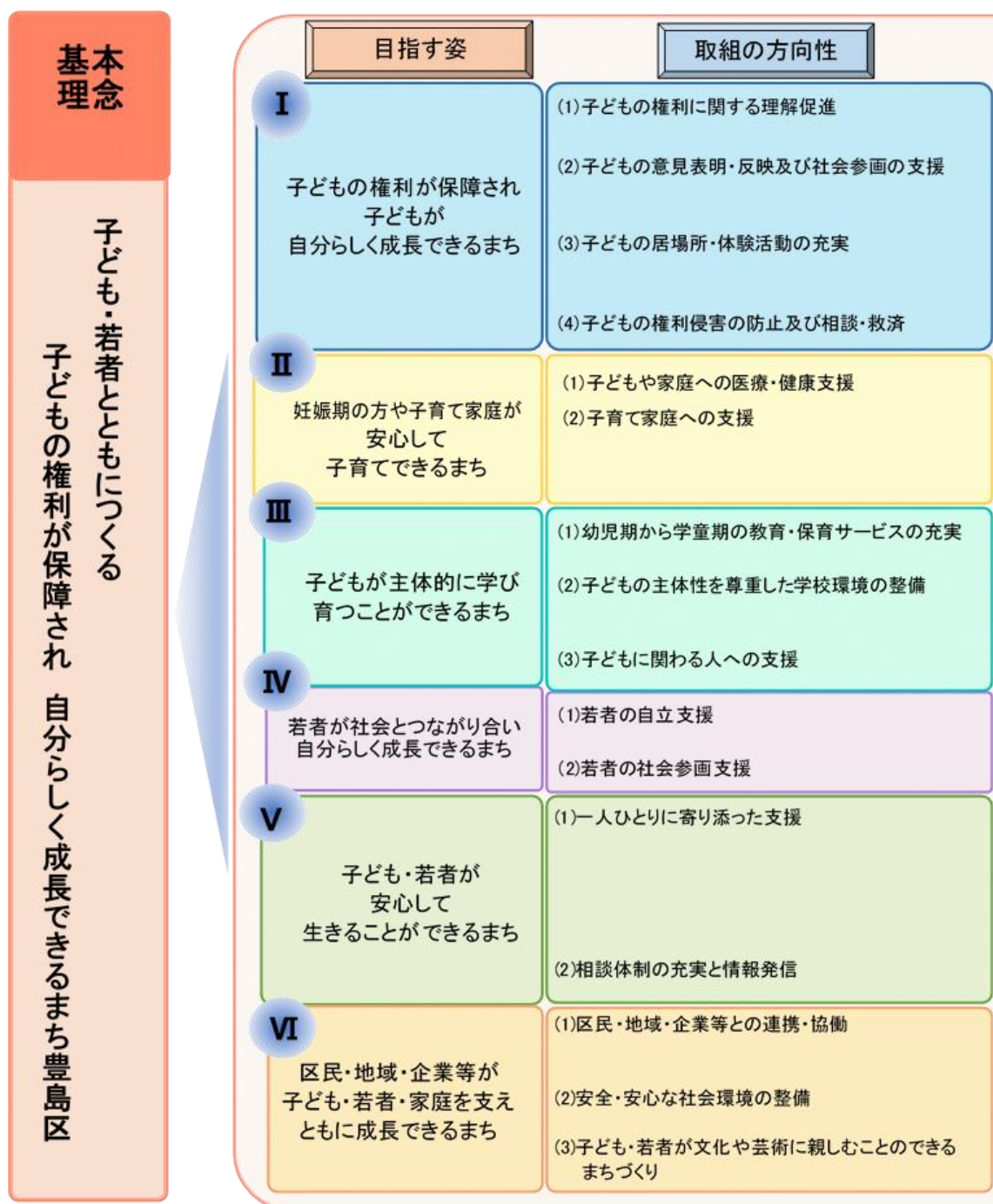
子どもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通して、成長し、自立していきます。その過程においては、虐待、DV、ヤングケアラー、いじめ、不登校、引きこもり、障害、非行など困難な状況にあったり、外国籍や性的なマイノリティであるために生きづらさを感じたりしている子ども・若者もいます。それら子ども・若者の多様性を容認し、インクルージョンの視点でライフステージを通じて支援します。

(6)区民・地域・企業等が 子ども・若者・家庭を支え ともに成長できるまち

すべての子ども・若者の権利が保障され、つながり合い、最善の利益が守られる中で自分らしく成長できるように、豊島区の子ども・若者やその家族のために活動している人や団体、企業等と連携・協働して取組を進めていきます。また、良質な子育て世帯向け住宅の供給等の子育てしやすいハード環境を整備し、防犯や事故の防止等を進めることで、子ども・若者が安全かつ安心して成長できるまちづくりを推進します。



3 施策の体系



具体的取組

- (1)①子どもの権利の普及啓発・情報発信
- (1)②子どもの権利に関する継続的な学びの推進
- (2)①子どもの意見表明・反映及び社会参画の仕組みづくり
- (2)②子どもの意見表明・反映及び社会参画への支援
- (3)①子どもの居場所の充実
- (3)②屋外遊び場の充実
- (3)③活動・体験機会の充実
- (3)④学習支援の充実
- (4)①児童虐待防止対策・いじめ防止対策
- (4)②相談・救済体制の整備

- (1)①妊娠期からの切れ目のない支援
- (1)②子どもの健康確保のための取組
- (2)①子育て支援サービスの充実
- (2)②家庭教育支援
- (2)③相談支援
- (2)④生活困窮家庭への支援
- (2)⑤ひとり親家庭への支援

- (1)①教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実
- (1)②幼児教育・保育の質の向上
- (1)③幼稚園・保育所と小学校の連携
- (2)①子どもの権利に関する継続的な学びの推進
- (2)②子どもの意見表明・反映及び社会参画への支援
- (2)③学校における活動・体験機会の充実
- (3)①子どもに関わる人への支援
- (3)②子どもに関わる人のための環境整備

- (1)①日常生活への支援
- (1)②経済的自立への支援
- (2)①居場所・活動の場の充実
- (2)②社会参画の推進

- (1)①子どもの虐待防止(再掲)、ヤングケアラーへの支援
- (1)②社会的養育の推進
- (1)③子どものいじめ防止(再掲)、不登校、ひきこもりへの支援
- (1)④障害のある子ども・若者や医療的ケアの必要な子どもへの支援
- (1)⑤外国にルーツを持つ子ども・若者への支援
- (1)⑥非行・犯罪に陥った子ども・若者への支援
- (1)⑦その他配慮が必要な子ども・若者(DV、多様な性自認・性的指向の人々、自殺予防など)への支援
- (2)①相談体制の充実と情報発信

- (1)①地域の子ども・若者支援活動、子育て支援活動への支援
- (1)②区民や地域団体、大学との連携・協働及び地域ネットワークの形成
- (1)③仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し)①子育て世帯にやさしいまちづくりの推進
- (2)②有害環境等への対応
- (2)③事故予防・防犯の推進
- (3)①文化・芸術に親しむ環境づくり

「4 取組の方向性と施策」の留意事項

ここでは、3施策の体系のうち、「取組の方向性」「具体的取組」の別に、取り組む方向性と施策を記載しています。

「取組の方向性」ごとに【現状と課題】と【方向性】を記載し、「取組の方向性」には「計画の進捗を測る指標」を設定し、指標の現状と計画期間で目指す方向性を示しています。

「計画の進捗を測る指標」記載例

指標名	現状	指標の現状	目指す方向性 (令和11年度)	計画期間で 目指す方向性
自分のことが「好き」と回答した子どもの割合	令和5年度	・小学生 44.8% ・中高生 31.2%		↗

次に、「計画の進捗を測る指標」を向上させるための取組として「具体的取組」を記載しています。「重点事業」については、下記記載例のように、事業ごと事業目標・目標値を設定して、その達成状況を点検していきます。

また、それぞれの「具体的取組」に関連する事業を計画事業として掲載しています。

「重点事業」や「計画事業」を推進することで「取組の方向性」の【計画の進捗を測る指標】の向上を図り、計画全体の目標達成を目指します。

「具体的取組」記載例

②子どもの権利に関する学習機会の確保・学習支援

重点事業		事業ごとの「事業目標」	
事業名	事業目標	事業内容	
3 「子どもの権利」に関する研修・講座の実施	子どもに関わるおとなに子どもの権利を学ぶ機会を提供します。	学校教諭や保育士、子どもに関わる施設職員に対して子どもの権利に関する研修や、地域のおとなに対する講座を実施します。	
	目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
	①職員研修実施回数	①10回	①10回
	②出前講座実施回数	②3回	②7回
	③区民講演会実施回数	③1回	③3回
担当課	子ども若者課 指導課	事業ごとの「目標値」	

計画事業

事業名	事業内容	担当課
148 社会的養育促進事業	民間事業者(フォスタリング機関)も活用した家庭養育の普及啓発、委託促進とともに、社会的擁護の担い手の一つである児童養護施設の誘致を検討します。	児童相談課

新規

※上記の例のように、新規で実施する事業や実施に向けて検討中の事業には、「事業名」の欄に

新規

と記載しています。



4 取組の方向性と施策

<目指す姿Ⅰ>

子どもの権利が保障され 子どもが 自分らしく成長できるまち

取組の方向性

(1)子どもの権利に関する理解促進

【現状と課題】

豊島区が平成 18 年に「子どもの権利に関する条例」を制定してから 20 年が経過しようとしています。この間、区はこの条例に定める子どもの権利保障の理念をあらゆる施策に反映させるよう取組を進めてきました。しかしながら、アンケート調査においては、本条例を「知っている」と回答した人は保護者、子どもともに 1 割程度、子どもに関わる地域団体でも 6 割未満となりました。5 年前の調査と比較すると認知度が少しずつ向上しており、子どもの権利に関する理解が進んでいる状況がうかがえますが、区民に十分浸透しているとは言えません。

また、区施設職員及び地域団体に対する調査では、「子どもの権利について学ぶ機会がない」と回答した人が 6 割以上となっており、子どもの権利に関する普及・啓発が不足している状況にあります。

【方向性】

「子どもの権利に関する条例」では、子どもが持つ権利を具体的に規定するとともに、家庭・施設・地域における子どもの権利の保障についても規定しています。家庭・施設・地域などのあらゆる場面で子どもの権利が保障されるためには、子どもや子どもに関わる大人が子どもの権利について理解を深め、一人ひとりが「子どもの最善の利益」の確保と実現を考えていくことが重要です。「子どもの権利に関する条例」の趣旨や子どもの権利が広く子どもや子どもに関わる大人に浸透するよう、対象に合わせた効果的な手法での普及啓発や学習機会の確保に取り組んでいきます。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和 11 年度)
「子どもの権利に関する条例」を「知っている」と回答した人の割合	令和 5 年度	・子ども 7.8% ・保護者 14.7% ・若者 1.8% ・区施設職員 77.0% ・地域団体 57.3%	↗
職場や地域で子どもが子どもの権利を学ぶ機会が「ある」と回答した区施設職員・地域団体の人の割合	令和 5 年度	・区施設職員 54.7% ・地域団体 20.5%	↗
区心理検査「自己肯定感」の設問における肯定的回答率	令和 5 年度	・小学 6 年生 69.8% ・中学 3 年生 74.2%	目標値 80.0%

根拠：計画策定のためのアンケート調査、区心理検査

【具体的な取組】

①子どもの権利の普及啓発・情報発信

重点事業			
事業名		事業目標	事業内容
1 「子どもの権利」の理解の普及・啓発		子どもの権利及び子どもの権利に関する条例の普及を図ります。	紙媒体の広報物だけでなく、動画制作や SNS 活用など対象に合わせ浸透しやすい手法で展開し、また多くの方に普及できるように区内イベント等での周知活動を行う。
		目標	現状値(令和 5 年度)
		多様な媒体による広報・周知の充実	周知用パンフレット等の修正・配布
担当課	子ども若者課		・広報・周知用の動画作成 ・区内イベント等での普及活動実施 ・SNS を活用した広報

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
2 「子ども月間」事業	子どもの権利に関する条例に基づく「子ども月間」(11 月)に地域や子どもに関わる施設と連携・協働して子どもがいそいそと楽しく様々な体験ができる機会をつくります。青少年育成委員会においても地区ごとに運動会やお祭りなど子どもが地域活動に参加するイベントを行っています。	子ども若者課

②子どもの権利に関する継続的な学びの推進

重点事業			
事業名		事業目標	事業内容
3 「子どもの権利」に関する研修・講座の実施		子どもに関わるおとなに子どもの権利を学ぶ機会を提供します。	学校教諭や保育士、子どもに関わる施設職員に対して子どもの権利に関する研修や、地域のおとなに対する講座を実施します。
		目標	現状値(令和 5 年度)
		①職員研修実施回数 ②出前講座実施回数 ③区民講演会実施回数	①10 回 ②3 回 ③1 回
担当課	子ども若者課 指導課		①10 回 ②7 回 ③3 回

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
4 学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保	「子どもの権利に関する条例」の学校での活用事例集を作成し、学校での活用を推進します。また、講師派遣や民間団体等の学習プログラムなどの子どもの権利を学ぶメニューを作成し、モデル校で順次実施し、子どもの権利の普及啓発を推進します。	子ども若者課 指導課
5 保育の質向上事業	企業廃材等を活用した創作活動のワークショップや、子どもが様々な暴力から自分を守るための CAP プログラムを区立保育園においてモデル的に実施し、子どもの多様な体験機会の確保や保育の質向上を図ります。	保育課

取組の方向性

(2)子どもの意見表明・反映及び社会参画の促進

【現状と課題】

豊島区では、学校施設を活用した小学生の放課後の居場所である「子どもスキップ」や、中高生向け児童館である「中高生センタージャンプ」において利用者会議を開催し、子どもが自分の意見を表明する機会を提供するとともに、会議での意見は施設運営や行事の開催等へ反映させる取組を進めてきました。

また、子どもの意見表明機会の提供と区政参画を目的として、区政に関するテーマについて話し合い区長や区職員等へ発表する「としま子ども会議」を開催しています。令和 5 年 6 月からは、小中学生等の声をこれまで以上に区政に反映させるための子ども向け「広聴はがき」を区民ひろば等の区施設に設置し、区長への手紙として投函する「子どもレター」事業を開始し、意見への区の取組内容を手紙の返信によりフィードバックすることで、子どもの区政参画を推進する取組を進めています。

令和 5 年度に実施したアンケート調査においては、子どもは家庭や学校で自分の意見を聞いてもらえており、また保護者や学校職員も子どもの意見を聞くことができていると認識していることが示されています。一方で、子どもが地域で意見を言えると思うと回答した割合及び、地域においても子どもの意見を実現できていると思うと回答した割合は、家庭や学校と比べて低くなる傾向が見られました。

【方向性】

子どもの意見が尊重されながら社会に参画できるようにするために、子どもが意見を表明できる機会を確保していきます。また、学校や児童館等の子ども施設においても子どもの意見や話し合ったことを受け止め、施設運営等に反映されるような取組を進めます。

また、子どもが地域社会の一員として主体的に地域に参加できるように、地域活動参加の機会確保や参画促進の支援を行います。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状			目指す方向性 (令和 11 年度)
家で何かを決めるとき、「意見を言える」と回答した子どもの割合	令和 5 年度	・小学生 ・中高生	86.5% 92.7%	↗
家で「意見や思いを大切にされた」と回答した子どもの割合	令和 5 年度	・小学生 ・中高生	52.2% 51.6%	↗
子どもが自主的・主体的に地域や活動に参加できる機会が「どちらかというところ」と回答した区民の割合	令和 5 年度	18 歳以上の区民	19.9%	↗
地域活動・イベント・ボランティア等に参加したことがあると回答した子どもの割合	令和 5 年度	・小学生 ・中高生	35.2% 33.7%	↗

根拠：計画策定のためのアンケート調査、協働のまちづくりに関する区民意識調査

【具体的な取組】

①子どもの意見表明・反映及び社会参画の仕組みづくり

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
6 としま子ども会議の開催		子どもの区政への参加と意見表明の機会を提供します。	「子どもの権利に関する条例」に基づく「としま子ども会議」として、区内在住の小学校 4 年生から 18 歳の子どもが、区政に関するテーマについて話し合い、意見をまとめて区長や区職員等に発表します。区は子どもの意見を聞き、施策に反映するよう努めます。また、検討した結果を報告会で子どもに報告します。	
		目標	現状値(令和 5 年度)	目標値(令和 11 年度)
担当課	子ども若者課	①参加者数 ②提案採択数	①17 人 ②2 件	①25 人 ②3 件

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
7 利用者会議の開催	子どもスキップや中高生センターにおいて、利用者会議を開催し、会議で出された意見などは、施設運営や行事に反映させます。	子ども若者課 放課後対策課
8 子ども版広聴事業	中学生以下の子どもから寄せられる意見・要望等に対して、担当課は改善等実施し、意見等を寄せた子どもには、回答文を作成して返信します。中学生以下の子どもからの意見要望等によって、区政運営の改善を図ります。	区民相談課
新規		

②子どもの意見表明・反映及び社会参画への支援

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
9 子ども地域活動支援事業	子どもが地域社会の大事な担い手として、大人と一緒に地域活動に参加できるよう、地域団体等の協力を得ながら、その機会づくりと参加促進の支援等を行います。	子ども若者課
10 青少年指導者養成事業	小学校 4 年生から中学生を対象に、地域青少年活動の充実、振興を図るため、キャンプを中心にリーダー養成講座を実施します。	学習・スポーツ課

取組の方向性

(3)子どもの居場所・体験活動の充実

【現状と課題】

子どもは、遊びを通じて自主性・創造性・協調性などを身に付け、心身ともに健やかに成長します。「子どもの権利に関する条例」においても、子どもが憩い、遊び、学ぶ権利や文化や芸術、スポーツ等に触れて豊かな自己や表現力を育む権利が保障されています。

豊島区では、子どもが安心して遊ぶことができるプレーパークや、学校施設を利用した活動の場である子どもスキップ、中高生の活動の場である中高生センタージャンプなどを運営し、子どもの遊び場や活動の場の充実に取り組んできました。

アンケート調査では、子どもスキップや中高生センタージャンプ、公園、区民ひろば等に関する満足度は高く、取組の効果も表れています。

一方で、それら施設の認知度や利用した子どもの割合は低く、また、子ども・保護者ともに子どもの遊び場や活動の場の整備を望む声は依然として多いことから、子どもが自由に遊び、自分の好きな活動ができる場の広報と拡充が必要とされています。

【方向性】

子どもが安心して憩い、遊び、学べる環境を確保するため、子どもの居場所や遊び場の整備を検討します。既存の施設については、子どもにとってより魅力のある居場所になるよう内容の充実に取り組むとともに、居場所の拡充へ向けて既存施設の活用や区民ひろばとの連携等について検討していきます。

また、子どもの置かれた様々な状況に寄り添い、豊かな情操を育むために、地域や企業・NPO 団体等と連携した居場所や活動の場の創出に取り組めます。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和 11 年度)
子どもの遊び場が充実していると回答した保護者の割合	令和 5 年度	・就学前 ・小学生 ・中高生 60.1% 40.5% 39.1%	↗
子どもがホッとできる居場所として「地域」と回答した割合	令和 5 年度	・小学生 ・中高生 19.7% 13.7%	↗
区の施設や事業の満足度	令和 5 年度 (小・中学生)	・子どもスキップ ・中高生センター ・公園 ・学校の校庭開放・施設開放 62.5% 66.1% 66.1% 66.9%	↗

根拠:計画策定のためのアンケート調査

【具体的な取組】

①子どもの居場所の充実

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
11 中高生センターの運営		中高生の放課後の居場所を提供し、自主的な活動を支援します。	中高生等が音楽、スポーツ活動、友だちとの語らいや情報交換などを行う場として中高生センターを運営し、自主的な活動や社会参加等を支援します。また、中高生の心身が傷つけないよう、関係諸機関や団体と連携して、その予防や早期発見に努めています。	
		目標	現状値(令和 5 年度)	目標値(令和 11 年度)
担当課	子ども若者課	①登録者数 ②延べ利用者数	①2,037 人 ②25,040 人	①2,500 人 ②30,000 人

事業名		事業目標	事業内容	
12 子どもスキップの運営・改築		小学生の放課後の居場所を提供し、放課後児童支援員の指導のもと、安心・安全な遊びを通じて子どもたちの交流を図ります。	小学生の放課後の安全・安心な居場所として、区立小学校 22 校に、校舎内、敷地内または隣接地にて、学童クラブの機能を持たせた子どもスキップを運営しています。また、別棟建設などで利用者数増加に対応するなど施設面での改善を図り、より一層安全・安心な環境を整えています。	
		目標	現状値(令和 5 年度)	目標値(令和 11 年度)
担当課	放課後対策課	延べ利用者数	589,811 人	540,000 人

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
13 放課後子ども教室事業	区立小学校において、放課後や週末等に、地域住民の参加と協力を得て、子どもたちを対象に学習やスポーツ・文化活動、交流活動等を行います。	放課後対策課
14 子ども食堂ネットワーク	「としま子ども食堂ネットワーク」は、地域で活動する「子ども食堂」の運営者同士が連携・協力し、参加する子どもや保護者が地域の人々とながら成長していくことを目的としています。このネットワークでは、運営方法等の情報交換の場として会議を開催し、安心・安全な居場所の運営のための情報提供や研修等を行っています。	子ども若者課

②屋外遊び場の充実

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
15 プレーパーク事業		子どもたちが屋外で安全に楽しく遊べる機会の充実を図ります。	子どもが自由に豊かな遊びと多様な体験ができるプレーパーク(冒険遊び場)事業を推進します。常設の池袋本町プレーパークは、子どもが自由に過ごし、自分らしく、ゆったりと安心できる場所としての機能も併せ持ちます。また、地域団体等が区内の各地域において短期間での遊び・体験イベントを開催できるよう支援していきます。	
		目標	現状値(令和 5 年度)	目標値(令和 11 年度)
担当課	子ども若者課	プレーパーク参加者数	28,707 人	32,000 人

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
16 小学校開放事業	放課後など学校教育に支障のない範囲で、児童の身近で安全な遊び場として、小学校の校庭を開放します。	放課後対策課

17	公園・児童遊園新設改良事業	既設の区立公園・児童遊園においては、子育て世代を含めた住民ニーズ等を踏まえ、再整備を検討します。	公園緑地課
18	「としまキッズパーク」の運営	障害のある子もない子と一緒に遊べる「としまキッズパーク」の運営を令和 8 年度まで延長します。公園内には「ミニトレイン」を走らせるとともに遊具を整備し、子どもが安心して遊べる場にします。	公園緑地課

③活動・体験機会の充実

計画事業			
事業名	事業内容	担当課	
19	次世代育成事業助成	区内の子どもたちが気軽に美術や音楽、ダンスなど、様々な芸術に触れ、親しむ場と機会を提供します(としま未来文化財団助成事業)。	文化デザイン課
20	図書館おはなし会・読み聞かせ事業	子どもの読書活動を推進するため、図書館でのおはなし会をはじめ、区立保育園・幼稚園、小・中学校などを訪問、あるいは図書館に招待しての読み聞かせや、図書館利用の案内などを実施します。また、読み聞かせボランティア育成のための講習会を開催します。	図書館課
21	生涯スポーツ推進事業	子どもが体を動かすことが好きになるよう各種のスポーツを体験する機会を提供するとともに、地域のスポーツ指導者を対象として、スポーツ理論や実践の講習を行い、スポーツリーダーを育成します。	学習・スポーツ課
15	プレーパーク事業	【再掲】	子ども若者課

④学習支援の充実

計画事業			
事業名	事業内容	担当課	
22	としま地域未来塾	中学生の自学自習と学習支援員によるサポートを通して学習習慣を定着させ、学力の向上を図ります。また、同年代の生徒や学習支援員とのコミュニケーション・相談を通して悩みや不安の解消を図ります。	放課後対策課
23	小・中学校補習支援チューター事業	各学校が放課後や長期休業期間に実施している補習授業を支援するため、大学生等を補習支援チューターとして配置します。	指導課
24	ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業	ひとり親世帯等の子どもに対し、継続的に利用できる学習会を実施し、学習指導、進路、将来の希望等に関する助言、不安・悩みの相談に応じます。また、ひとり親相談員との連携により保護者・家庭等に関する生活支援を行います。	子育て支援課
25	としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」	子どものいる世帯に対し、家族への生活面のアドバイス、活用できる制度や事業、地域の学習支援活動(としま子ども学習支援ネットワーク(通称:とこネット))に属する各教室の紹介などを行います。	福祉総務課

取組の方向性

(4)子どもの権利侵害の防止及び相談・救済

【現状と課題】

児童虐待やいじめは子どもに対する重大な権利侵害であり、時には、生命や身体に危険を生じさせるおそれがあります。

豊島区における児童虐待の新規相談及び通告件数は近年増加傾向にあり、年齢別では、小学生以下の児童虐待に対する件数が多くを占めています。

令和 5 年度に実施したアンケート調査では、小学生・中高生の保護者の 11.6%が自身や身の回りの子どものいじめに気付いたことがあると回答しています。また、悩んでいることや困っていることはないと回答した子どもは 25.5%であり、小・中学生の 36.9%が今までにものごとがうまくいかずに落ち込んだ経験があり、高校生の 7.4%が今までに社会生活や日常生活を送ることができない状況を経験しています。

このような児童虐待やいじめ等子どもの権利侵害を防止し、被害を受けた子どもを救済するために、被害を早期に発見し、救済・回復へとつなげていく充実した体制が必要とされています。

【方向性】

児童虐待やいじめ等の子どもの権利侵害に対しては、第三者機関である子どもの権利擁護委員を核として、未然防止と発生後支援の両面から対策を進めます。児童虐待防止にあたっては、親子の孤立化を防ぐ取組や、親の子育て力向上へ向けた支援を行います。また、関係機関が相互に情報を共有し、連携・協働することにより発生予防・早期発見に努めます。

虐待やいじめなどの権利侵害が生じてしまった後のサポートとしては、影響が最小限に抑えられるように、子どもや子どもを持つ保護者が安心して相談や救済を求めることができる体制整備とその情報発信や普及啓発を進めていきます。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状			目指す方向性 (令和 11 年度)
学校が楽しいと感じている子どもの割合	令和 5 年度	・小学生 ・中高生	64.8% 55.0%	↗
不安に思うことや困っていることを相談でき、虐待や体罰、いじめなどにあったときは助けを求めることができると回答した割合	令和 5 年度	・保護者 ・高校生	53.6% 82.4%	↗
困ったり悩んだりしたときに相談窓口を利用したくないと回答した割合	令和 5 年度	・小学生 ・中高生	9.4% 10.4%	↘
上記の理由として、相談しても解決できないと思うからと回答した割合	令和 5 年度	・小学生 ・中高生	35.0% 58.8%	↘
悩みやこまりごとなどを相談できる場所(なやミミフリーダイヤル、アシスとしまなど)の認知度	令和 5 年度	・小学生 ・中高生	68.1% 48.2%	↗

根拠:計画策定のためのアンケート調査

【具体的な取組】

① 児童虐待防止対策・いじめ防止対策

重点事業

事業名		事業目標	事業内容	
26 子ども虐待防止ネットワーク事業		児童虐待の予防及び重篤化の防止を図ります。	①児童虐待の予防・防止に関するネットワークの重層的整備を図ります。 ②児童問題に関する各関係機関相互の調整とケース管理を行います。 ③マニュアル等を教材とした職員研修の充実を図ります。	
		目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
担当課	子ども家庭支援センター	①虐待防止ネットワーク研修開催数 ②出張講座開催数	①2回 ②43回	①2回 ②45回

事業名		事業目標	事業内容	
27 いじめ防止対策推進事業		児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめの発生防止や早期発見を図ります。	①互いを認め合う学校、学級づくりを進めます。 ②心理検査を実施し、個々の行動面や心理面から分析を行うとともに、職層に応じた教員研修を毎年実施し、いじめの早期発見に役立てます。 ③児童・生徒に対していじめ実態調査を実施し、定期的な実態把握を行います。 ④学識経験者、保護者、学校、地域、関係機関からなるいじめ問題対策委員会を開催します。 ⑤必要に応じ、学識経験者、弁護士、心理士、福祉の専門知識を有する者等で構成するいじめ調査委員会を開催します。	
		目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
担当課	指導課	①いじめの解消率 ②いじめ防止のための教員の研修の実施	①小学校 66.2% 中学校 89.2% ②職層に応じ、年3回実施	①小学校 100% 中学校 100% ②職層に応じ、年3回実施

計画事業

事業名	事業内容	担当課
28 新規 子どもに関わる職にある者のサービスの厳正	学校教諭や子どもに関わる施設職員に対して服務事故防止に関する研修を行います。	指導課
29 児童虐待防止の普及・啓発	児童虐待防止に関する区民への理解促進等を図るため、区民向け講演会や出前講座、児童虐待防止推進月間における児童虐待防止キャンペーン活動など、普及・啓発活動を実施します。	子ども家庭支援センター
30 としま子育て応援パートナー事業	特に支援を必要とする妊婦及びその家族について、サポートプランを作成し継続的な支援を実施します。	健康推進課 長崎健康相談所
31 こんにちは赤ちゃん事業	産婦及び生後4か月までの乳児を対象に保健師や助産師が家庭を全戸訪問し、母子の健康増進の支援および子育てに必要な情報提供を行います。	健康推進課 長崎健康相談所
32 子育て訪問相談事業	支援施設に出向くことが困難な保護者からの相談依頼や関係機関からの情報提供を受けて、子ども家庭支援センターの相談員が自宅を訪問し、アドバイスや各種子育て支援サービスの紹介等を行います。また、子どもの1歳の誕生日にあわせて家庭を訪問し、子育てに関する悩みを聴き、助言を行うとともに、家事・育児パッケージをプレゼントします。	子ども家庭支援センター
33 母子一体型ショートケア事業 (ひとり親家庭支援事業)	見守りが必要な母子等が一時的に母子生活支援施設を利用し、子育て及び日常生活に関する相談や必要な育児指導、家事指導等の生活支援を行います。これにより要支援家庭の養育状況の把握を容易にし、母子の心身の健康回復を促すことで、児童虐待防止を図ります。	子育て支援課
34 家庭訪問型子育て支援(ホームスタート)助成事業	親の孤立化・虐待の未然防止を図るため、区内でホームスタート事業(未就学児のいる家庭を訪問し、親の悩みなどの傾聴と、家事育児などの協働を行うボランティア活動)を行う団体に対して、活動経費の助成を行います。	子育て支援課
35 スクールカウンセラー事業	都立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣しいじめや不登校などを未然に防止するためのカウンセリングや教員への助言を行います。また、区立幼稚園も対象に加え、教育センター相談員によるスクールカウンセリングを行います。	指導課 教育センター

36	スクールソーシャルワーカー活用事業	学校のみでは解決が困難な問題を抱える児童・生徒に対しスクールソーシャルワーカーを派遣し、家庭や地域社会、学校との協働体制の整備や関係機関と連携を図るなど、環境改善を行います。また、アウトリーチ（訪問型の支援）を用い、児童・生徒の状況に応じた支援を行います。さらに、地域や学校の特性を把握し、不登校等の未然防止に寄与します。	教育センター
----	-------------------	---	--------

②相談・救済体制の整備

重点事業

事業名		事業目標	事業内容	
37	「としま子どもの権利相談室」（愛称：ふくろう相談室）の運営	子どもの権利侵害の相談に応じ、子どもを権利侵害から予防、救済を図ります。	子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をします。また、権利侵害に関わる調査・調整を行い、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。	
		目標	現状値(令和 5 年度)	目標値(令和 11 年度)
担当課	子ども若者課	相談件数	令和 5 年度に設置	50 件

計画事業

事業名	事業内容	担当課
38 児童相談所の運営	子どもに関する専門的な相談を受け付け、問題の解決に向けた助言や親子関係の再構築を行います。また、虐待や非行等により児童を家庭から分離する必要がある場合、法的権限に基づき一時保護や施設入所措置を行い、児童の安全の確保を図ります。	児童相談課
39 子ども若者総合相談事業(アシスとしま)	学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども・若者やその家族からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施しています。相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へ繋げていきます。	子ども若者課
40 子どもに関する相談事業	0～18 歳の子どもとその家族のあらゆる相談を面接、電話、E メールなどで受けています。	子ども家庭支援センター
41 子どもからの専用電話相談(なやミミフリーダイヤル)	18 歳までの子どもを対象に、友だちや家族に関することなど様々な悩みや心配事について、子ども専用のフリーダイヤルでの電話相談を行っています。	子ども家庭支援センター
42 子ども家庭女性相談事業	配偶者の暴力から逃げてきた被害者を一時保護し、安定した生活が送れるようにします。他部署と連携して女性や子どもの権利を守るため、ひとり親家庭及び女性に対する相談・指導、援助を行います。	子育て支援課

<目指す姿Ⅱ>

妊娠期の方や子育て家庭が 安心して 子育てできるまち

取組の方向性

(1)子どもや家庭への医療・健康支援

【現状と課題】

子どもが健やかに成長するためには、母子が心身ともに健康を保持し、増進することが必要とされます。

豊島区では、令和6年に児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うため組織を見直し、既存組織に加えて新たに「こども家庭センター」を機能設置することで、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築しました。

令和5年度に実施した子育て家庭へのアンケート調査においては、「休日・夜間診療などの小児医療体制の充実」や、「母親や乳幼児の健康診査・予防接種等の母子保健事業の充実」を望む声が多くなっています。核家族化の進行や労働環境の変化等により共働き世帯が増加したり、新型コロナウイルス感染症防止対策を起因としてテレワークやオンライン化が急速に導入されたりと保護者の働き方やライフスタイルが大きく変化していく中で、子どもや家庭に応じて必要な情報や支援が提供される環境が求められています。

【方向性】

全ての家庭を対象に、それぞれの子どもや家庭の状況に応じた、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない伴走型支援を提供していきます。その際、こども家庭センター、医療機関、幼稚園、保育所等の関係機関が緊密に連携し、情報を共有することで、積極的かつ包括的な相談対応や子どもの健康確保を促進します。また、デジタル技術を活用して、子育て関連の手続き負担の軽減と情報発信・広報の改善を行い、子育て家庭の手続きの利便性向上を進めます。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和11年度)
安心して子どもを産む環境づくりができていると思う保護者の割合	令和5年度	就学前 62.5%	↗
これからも豊島区に住み続けたいと回答した保護者の割合	令和5年度	保護者 48.8%	↗

根拠:計画策定のためのアンケート調査

【具体的な取組】

①妊娠期からの切れ目ない支援

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
43 妊婦のための支援給付	妊娠期の経済的負担軽減のため、妊娠届出をした妊婦に5万円を支給し、出産後に子ども1人につき5万円を支給します。	健康推進課 長崎健康相談所
44 妊婦等包括相談支援事業	妊娠届出時の面接相談(ゆりかご面接)、妊娠後期のアンケートをもとにした電話や面接相談、出産後のこにちは赤ちゃん事業により、妊娠期から子育て期まで切れ目なく、包括的に相談支援を実施します。	健康推進課 長崎健康相談所
新規		
45 ゆりかご・としま事業	妊娠中から出産・子育てに関する様々な不安を軽減し、必要な支援を行うため、「ゆりかご面接(妊娠中の体や心、赤ちゃんを迎える準備等の相談)」を実施するとともに、育児パッケージを配布します。	健康推進課 長崎健康相談所
新規		
46 母子手帳アプリ	妊娠中・子どもの成長の記録、子育て情報の配信、予防接種のスケジュール管理のほか、面接の予約や健診のデジタル化を推進します。	健康推進課 長崎健康相談所 保健予防課
新規		
30 としま子育て応援パートナー事業	【再掲】	健康推進課 長崎健康相談所
47 妊婦健康診査	妊婦の健康保持増進を図るため、妊婦に対し妊婦健康診査・超音波検査・子宮頸がん検診の公費助成を実施します。また、産婦に対し、母体の回復や授乳状況の把握を行う産婦健診の公費負担導入を検討します。	健康推進課 長崎健康相談所
31 こにちは赤ちゃん事業	【再掲】	健康推進課 長崎健康相談所
48 育児支援ヘルパー事業	保護者の体調不良やストレスのために育児や家事に支障がある産前から2歳未満の子どもを養育する家庭に対し、育児支援ヘルパーを派遣し支援を行います。 ※ひとり親家庭は要件が異なります。	子ども家庭支援センター
49 入院助産	入院して分娩する必要があるにもかかわらず、経済的にその費用を支払うことが困難な妊産婦の方に、入院費用の全部または一部を補助します。	子育て支援課

②子どもの健康確保のための取組

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
50 乳幼児健康診査		乳幼児の健康状況を把握し、保護者の育児不安軽減や適切な育児環境となるよう支援します。	3～4 か月児、6～7 か月児、9～10 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児を対象に医師、歯科医師の診察及び保健相談、栄養相談、歯科相談を行い、健康診査の結果異常が認められる児に精密健康診査を実施しています。 ※3～4 か月児及び3 歳児については集団健診	
		目標	現状値(令和 5 年度)	目標値(令和 11 年度)
担当課	健康推進課 長崎健康相談所	①乳児(3～4 か月児)健診受診率	①96.7%	①97.0%
		②3歳児健診受診率	②92.9%	②95.0%

計画事業

事業名	事業内容	担当課
51 離乳食講習会 新規	生後 5 か月以降に開始する離乳食のすすめ方について、口の機能の発達に合わせた調理のポイントや実演を交えた講習会を実施します。	健康推進課 長崎健康相談所
52 乳幼児歯科衛生相談事業	乳幼児をむし歯から守るために、1 歳児、2 歳児、2 歳 6 か月、3 歳 6 か月から 4 歳未満までを対象に歯科健診、歯みがき指導、予防処置(フッ化物塗布)を行います。また、希望する保育所に対し、歯みがき指導を実施します。	健康推進課 長崎健康相談所
53 予防接種事業	ワクチンで予防できる感染症の重症化や死亡を防ぎ、集団感染による感染拡大を防止するための重要な施策です。定期予防接種の接種率向上と任意予防接種の推進を図ります。	保健予防課
54 先天性風しん症候群予防対策事業	胎児の先天性風しん症候群の発生を防止するため、妊娠を希望する女性や、妊娠を希望する女性または妊婦のパートナーや同居人を対象に風しん抗体検査費用の全額助成を行い、抗体価の低い対象者には、MR(麻しん・風しんワクチンを混合したワクチン)または風しん予防接種費用の全額助成を行います。	保健予防課
55 子どもの医療費助成事業	中学校 3 年生までの子どもにかかる通院・入院の医療費(乳幼児は食事負担額を含む)の自己負担分を助成します。	子育て支援課
56 休日診療事業	休日診療所において、内科・小児科・歯科の休日診療(昼間)並びに内科・小児科の休日及び土曜診療(準夜間)を実施します。	地域保健課
57 平日準夜間小児初期救急診療事業	都立大塚病院内の「豊島文京平日準夜間こども救急」において、15 歳以下の子どもを対象に、平日の準夜間(午後 8 時～11 時)に週 5 日間、小児初期救急診療を実施します。	地域保健課
58 こどものぜん息水泳教室	気管支ぜん息等の診断を受けている児童・生徒を対象に呼吸法等の訓練により健康の維持、回復を図ることを目的に水泳教室を実施します。	地域保健課
59 子どものための禁煙外来治療費助成事業	胎児を含む子どもを受動喫煙による健康被害から守るため、健康保険で禁煙治療を受けることができる方で、妊婦本人及び妊婦や 18 歳未満の子どもと同居する方が、指定医療機関において禁煙外来治療を完了した場合に一定額を助成します。	地域保健課

取組の方向性

(2)子育て家庭への支援

【現状と課題】

令和 5 年度に実施したアンケート調査でも、共働き世帯は非常に多いことが示されています。また、育児に関して特に不安なことや悩んでいることとして、保護者の 46.1%が「仕事と子育て両立に関すること」と回答しており、ワーク・ライフ・バランスの難しさが伺えます。「不安や悩みはない」と回答した保護者は全体の 18.9%であり、「遊ばせ方やしつけに関すること」、「経済的な負担に関すること」、「病気や発達に関すること」など子育て家庭が持つ不安や悩みは多岐に渡っています。保護者の 13.0%が「子育てが精神的に負担になっていること」と回答し、8.5%が「気軽に相談できるところがわからないこと」と回答していることから孤独感や孤立感を抱えながら子育てをしている保護者の状況が伺えます。子育て環境が変化していく中で、安心して子育てができるように、また、子どもの今や将来がその生まれ育った環境で左右されることのないように子育て家庭や子どもの状況に応じた働きかけや支援を行っていくことが重要です。

【方向性】

必要な家庭に適切な支援が行き届くよう、福祉・保健等横断的に子育て家庭への支援サービスの充実を図ることで、地域の子育て支援を一体的に進めていきます。併せて、家庭教育を進めて育児の担い手を増やすとともに、相談支援を実施して、保護者である母親、父親等が地域とつながり、安心して子育てできるような環境づくりに取り組みます。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和 11 年度)
子育てが楽しいと感じることの方が多いと答えた保護者の割合	令和 5 年度	就学前 67.9%	↗
育児に不安や悩んでいることは特にないと回答した保護者の割合	令和 5 年度	就学前 18.9%	↘
子育ての相談について頼れる人がいると回答した保護者の割合	令和 5 年度	・小学生保護者 71.8% ・中高生保護者 65.8%	↗
過去1年間でお金が足りず家族が必要とする食料が買えないことがあったと回答した保護者の割合	令和 5 年度	・小学生保護者 3.7% ・中高生保護者 9.0%	↘

根拠:計画策定のためのアンケート調査

【具体的な取組】

①子育て支援サービスの充実

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
60	東部・西部子ども家庭支援センター事業	親子で楽しく遊び過ごせる居場所を提供し、安心して子育てができるようにします。	育児不安や子育てに悩む親や、子ども自身からの相談を受け、関係機関と連携して問題の解決を図ります。乳幼児とその親が遊びながら1日過ごせる場所を提供するとともに、子育て・子育てを地域で支え合う活動や仲間づくりを支援します。	
		目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
担当課	子ども家庭支援センター	①センター来館者 ②センター新規登録世帯数	①26,899人 ②1,355世帯	①27,000人 ②1,300世帯

事業名		事業目標	事業内容	
61	地域区民ひろばにおける「子育てひろば」の運営・開設	地域における子育て世代の交流の場を提供します。	地域の乳幼児の遊びの場及び保護者の相互交流の場を小学校区単位に開設しています。また、保護者からの育児相談に応じ、必要な情報の提供を行うなど地域の子育てを支援しています。	
		目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
担当課	地域区民ひろば課	延べ利用者数	149,051人	222,500人

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
34 家庭訪問型子育て支援(ホームスタート)助成事業	【再掲】	子育て支援課
48 育児支援ヘルパー事業	【再掲】	子ども家庭支援センター
62 マイほいくえん事業	出産を控えている方、在宅で子育てしている方を対象に、住まいに近い保育園を「マイほいくえん」と位置付けます(登録制)。「マイほいくえん」での電話や来園による育児相談や園主催のプログラムへの参加を通じて、安心して出産し子育てができる環境の充実を図ります。	保育課
63 こどもつながる定期預かり事業	保育園や幼稚園等に通っていない、生後満6か月以上から2歳児クラスまでのお子さんを月2回定期的にお預かりし、子供の健やかな成長を図るとともに、在宅子育て家庭の支援を充実する。	保育課
新規 64 一時保育事業	保護者が仕事・通院・通学・育児疲れの解消、その他の理由で家庭での育児が一時的に困難となる時に、満10か月(保育園は1歳)から就学前の子どもを時間単位で預かり、保育します。	子ども家庭支援センター 保育課
65 子どもショートステイ事業	保護者の疾病、出産などにより、一時的に保育を必要とする児童に対して宿泊を伴う養育を行います(利用泊数には上限があります)。	子ども家庭支援センター
66 ファミリー・サポート・センター事業	生後43日から小学校修了時までの子どもを持ち、子育ての援助を必要とする方(利用会員)と子育ての援助ができる方(有償ボランティアの援助会員)からなる会員組織です。区は事務局として会員間の橋渡しを行い、地域の中での子育てを支援します。	子育て支援課
67 子育てひろば事業補助	身近な地域における子育て家庭への支援を広げるため、地域の団体が行う「子育てひろば事業」に対し、運営助成を行います。	保育課
68 産後ケア事業	出産後1年以内の、産後ケアを必要とする母子に対して、助産師等による心身のケア、育児の支援その他母子の健康増進に必要な支援を行います。	健康推進課 長崎健康相談所
69 子育て支援総合相談事業	子育て総合相談窓口「子育てインフォメーション」に「子育てナビゲーター」を配置し、妊娠期から切れ目なく、子育て期間中における相談に対応するとともに、必要に応じて関係課へ案内・斡旋します。また関係機関と連携し、子育てに関する情報について収集し、広く情報発信を行います。	子育て支援課

②家庭教育支援

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
70 新規 家庭教育推進事業	区立小・中学校 PTA や区立幼稚園の保護者等を対象とした家庭教育推進事業を通して、家庭教育の支援や、家庭教育に関する情報発信を充実させることで、健やかな子どもの育成に繋がります。	庶務課
71 母親学級、パパママ準備教室	妊婦及びそのパートナーを対象に、妊娠中の過ごし方、お産の準備、産後の生活、保育方法について助産師等による講義・実技及び指導を行います。	健康推進課 長崎健康相談所
72 母親の子育て講座の開催	子ども家庭支援センターにおいて、子どもの発達や食育、遊びなど、広く子育てに関する学習を行います。また、他機関との連携や民間(NPO)との共催も視野に入れた講座なども行います。	子ども家庭支援センター
73 父親の子育て講座の開催	子ども家庭支援センターにおいて、父親対象で「親子ふれあい遊び」「親子音楽あそび」等の子育て講座や、子どもとのかかわり方等について、父親同士意見交換などを行います。また、父親の初めての育児を支援するため、子どもと遊ぶツールとしての絵本の読み聞かせ方・身体を使った遊びなどの講座の実施や、親子で楽しめる音楽会・コンサート等を開催しています。	子ども家庭支援センター
74 親子関係形成支援事業	子ども家庭支援センターにおいて、子どもの発達や養育に関して不安を感じている親が、グループで意見交換し、自らの力で問題を解決していく親支援プログラムを実施します。	子ども家庭支援センター
75 保護者向け就学前教育に関する啓発	就学前教育共通プログラムを踏まえ、保護者向けパンフレットを作成し、各家庭へ配布します。	庶務課(教育施策推進担当課長)

③相談支援

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
60 東部・西部子ども家庭支援センター事業【再掲】		子どもと家庭に関するあらゆる悩みに総合的に対応し、育児不安や子育ての悩みの軽減を図ります。	育児不安や子育てに悩む親や、子ども自身からの相談を受け、関係機関と連携して問題の解決を図ります。乳幼児とその親が遊びながら 1 日過ごせる場所を提供するとともに、子育て・子育てを地域で支え合う活動や仲間づくりを支援します。	
		目標	現状値(令和 5 年度)	目標値(令和 11 年度)
担当課	子ども家庭支援センター	相談件数	16,102 件	8,000 件

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
32 子育て訪問相談事業	【再掲】	子ども家庭支援センター
62 マイほいくえん事業	【再掲】	保育課
69 子育て支援総合相談事業	【再掲】	子育て支援課
76 乳幼児健全育成相談事業	育児情報の提供、子育て不安の解消を目的に、保育園においてふれあい体験保育、育児相談を実施します。	保育課

④生活困窮家庭への支援

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
77 生活困窮者自立相談支援事業(子どもの学習・生活支援事業)		地域の無料学習団体の活動を広げることで、学習を通じた子どもの居場所・学びの機会作りを推進します。また、世帯全体の生活支援により困窮課題の解決を目指します。	子どものいる世帯に対し、家族への生活面のアドバイス、活用できる制度や事業、地域の学習支援活動(としま子ども学習支援ネットワーク(通称:とこネット))に属する各教室の紹介などを行います。	
		目標	現状値(令和 5 年度)	目標値(令和 11 年度)
担当課	福祉総務課	無料学習団体数 (とこネット登録団体数)	15 団体 19 教室	19 団体 23 教室

計画事業			
事業名		事業内容	担当課
78	家計改善支援事業	家計収支改善アドバイス、債務整理、貸付制度のあっせんなどを通じ、相談者自らが生活再建を進めるための支援をします。	福祉総務課
79	学力向上・進学支援プログラム	小学 4 年生から高校卒業年次の子どものいる生活保護受給世帯に対して、ケースワーカーが支援員と連携して家庭訪問等による面談を実施し、塾代や無料学習会の紹介、高校進学の意識付けや奨学金制度の情報提供などの支援を行います。	生活福祉課 西部生活福祉課
80	被保護者自立促進事業	小学 4 年生から高校卒業年次の子どものいる生活保護受給世帯に対して、生活保護費では支給されない学習塾等の受講料を、高校卒業年次の子どものいる同世帯に対して大学等の受験料を支給します。	生活福祉課 西部生活福祉課
81	奨学基金援護事業	生活保護受給世帯または児童扶養手当受給非課税世帯で、高等学校等に入学または在学する生徒に奨学金を支給します。	生活福祉課 子育て支援課
82	就学援助費支給	区内に住所を有し、国公立小中学校に在学する児童生徒の保護者であり、生活保護受給または、これに準ずる程度に困窮している方を対象に、学用品費、移動教室費等就学に必要な経費を支給します。	学務課
83	受験生チャレンジ支援貸付事業	学習塾や各種受験対策講座などの受講料、高校や大学の受験料に必要な資金の無利子貸付を行います。	福祉総務課
84	被保護者次世代育成支援事業	原則として小学 4 年生から高校卒業年次の子どものいる生活保護受給世帯に対し、専門の支援員が面談や訪問による学習状況・生活状況の把握、課題に応じた相談支援、進学に関する情報提供、無料学習会へのつなぎなどの支援を行い、将来自立した生活を送っていただけるように支援します。	生活福祉課 西部生活福祉課
新規			

⑤ひとり親家庭への支援

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
85 ひとり親家庭支援センター事業		ひとり親家庭が抱える課題の解消を図ります。	「ひとり親家庭支援センター」を設置し、ひとり親家庭の総合窓口として、様々な相談に応じ、支援を提供します。	
担当課	子育て支援課	目標	現状値(令和 5 年度)	目標値(令和 11 年度)
		相談件数	7,224 件	8,000 件

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
24 ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業	【再掲】	子育て支援課
33 母子一体型ショートケア事業 (ひとり親家庭支援事業)	【再掲】	子育て支援課
86 養育費に関する取り決め促進事業	ひとり親世帯の生活の安定を図るため、公正証書作成や養育費保証など養育費の確実な履行確保のための補助を行い、養育費についての取り決めを行うことを促進します。	子育て支援課
87 母子及び父子福祉資金	20 歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭等を対象に、経済的自立の援助と、生活意欲の助長を図り、合わせて扶養する児童の福祉増進のために必要な資金の貸付を行います。	子育て支援課
88 母子家庭等自立支援給付事業	経済的自立の促進を図ることを目的に、ひとり親家庭の母及び父が、資格取得や就労に生かせる講座を受講するための給付金を支給します。	子育て支援課
89 ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭の母及び父に個別に面接を行い、ハローワークとの連携など個々のケースに応じた就労支援を行います。	子育て支援課
90 福祉住宅	民間賃貸アパート等に住み、住宅にお困りの高齢者や障害者、ひとり親世帯の方に、福祉住宅を供給します。	住宅課
91 母子生活支援施設	児童の養育をしながら、課題解決のために支援が必要な母子家庭に対し、入所による自立促進のための生活支援を行います。	子育て支援課

<目指す姿Ⅲ>

子どもが 主体的に学び 育つことができるまち

取組の方向性

(1)幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実

【現状と課題】

これまで、豊島区では私立保育園の整備を積極的に推進し、令和2年度から5年連続で待機児童ゼロを維持しています。一方で、近年は0～5歳人口の減少や0歳児を中心とした年度当初の定員割れ等、保育を取り巻く環境は大きく変化しています。また、障害児や医療的ケア児、外国籍児童等、特別な配慮が必要な子どもの増加や、地域で孤立しがちな在宅子育て家庭への支援が求められています。子どもたちの最善の利益を守り、保育の質向上を図っていくための取り組みのさらなる充実が必要とされています。

また、学童クラブの利用児童数は増加を続けていましたが、対象により事業時間を定める等により待機児童はゼロとなっています。子ども一人当たりのスペースや配置職員の確保といった質的向上が課題となっています。子どもが安全・安心な環境のもとで自分らしく好きなことをしながら過ごせる居場所が求められています。

【方向性】

心身ともに健康に育ち、安全・安心の中で多様な経験ができる保育に向けて、文化体験プログラムを通した幼児教育の推進、遊び場の拡大、特別保育の実施、人材の確保・育成、安全対策の強化、巡回指導・指導検査の充実などに取り組みます。

区立保育園では、子ども家庭支援センターや児童相談所等と連携し、特別な配慮が必要な子どもたちの受け入れと保護者の支援にも取り組むとともに、その経験やノウハウを私立保育園や地域型保育事業所と共有し、受入体制の充実を図っていきます。さらに、区立保育園を中心にして、私立保育園や地域型保育事業など連携し、保育の質向上に取り組みます。

保育園や幼稚園を卒園した後に、円滑に小学校に進学することができるよう、幼保施設と小学校との連携を促進していきます。

子どもスキップと学校の連携により子どもたちが放課後等を安心・安全に過ごし、様々な体験や活動を行うことができる居場所を確保していきます。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和11年度)
保育施設や幼稚園での保育・教育が充実していると思う保護者の割合	令和5年度	就学前 52.7%	↗
保育所待機児童数	令和5年度	0人	待機児童ゼロを維持
子どもスキップの待機児童数	令和5年度	0人	待機児童ゼロを維持

根拠:計画策定のためのアンケート調査、保育課、放課後対策課作成資料

【具体的な取組】

①教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
92 医療的ケア児の受入れ	新規	医療的ケアを必要とする子どもが、専門的なケアを受けながら安全に過ごせる環境を整備するとともに、健やかな成長を支援します。同時に、保護者の負担軽減を図ります。	医療的ケア児を保育所で保育し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ります。	
		目標	現状値(令和 5 年度)	目標値(令和 11 年度)
担当課	保育課	医療的ケア児の受入れ定員	2 名	6 名

計画事業			
事業名		事業内容	担当課
63 新規	こどもつながる定期預かり事業	【再掲】	保育課
64	一時保育事業	【再掲】	子ども家庭支援センター 保育課
93 新規	私立保育所施設整備助成	大規模マンションの竣工等に伴う対策として、新たな私立保育所を整備し、必要な保育定員を確保します。また、老朽化した私立保育所の改修等に対する補助を実施します。	保育課
94	通常保育事業	保護者の就労等により保育を必要とする乳幼児を保育します。	保育課
95	家庭的保育事業	区が条例で定めた運営、設備基準等を満たして認可された保育事業です。家庭的保育者が、自宅等で 5 人以下の児童の保育を行います。	保育課
96	小規模保育事業	区が条例で定めた運営、設備基準等を満たして認可された保育事業です。小規模な施設で 6 人から 19 人の児童の保育を行います。	保育課
97	居宅訪問型保育事業	区が条例で定めた運営、設備基準等を満たして認可された保育事業です。保護者の自宅で 1 対 1 で保育を行います。	保育課
98	認証保育所運営費等補助事業	区内に設置される認証保育所の開設準備経費の補助、及び区内在住児が入所する認証保育所の運営費の補助を行います。	保育課
99	延長保育事業	保護者の勤務時間などにより、通常保育の時間を超えて保育が必要な乳幼児を対象に延長保育を実施します。	保育課
100	病児・病後児保育事業	認可保育所等に通っている乳幼児が、病気の回復期などで、集団保育が適当でない時期に、専用施設で一時的に保育します。	保育課
101	訪問型病児保育補助事業	病気で集団保育の困難な児童の自宅等に保育士等が訪問して保育を行った際、保育料の一部補助を行います。	保育課
102	休日保育事業	日曜日、国民の祝日に保護者等の就労等の理由により、家庭で保育が困難となった乳幼児をお預かりします。	保育課
103	短期特例保育	保護者の入院・看護・葬祭等により、緊急に保育を必要とする乳幼児を一時的に(利用期間は原則 1 か月以内)欠員のある保育園で預かります。	保育課
104	認証保育所保育料負担軽減補助事業	認証保育所利用者で、かつ保育を必要とする児童の保護者を対象に、認可保育所と認証保育所の保育料差額に応じた額を補助します。また幼児教育・保育の無償化の対象者には、認証保育所の保育料から、無償化対象の費用を差し引いた額を補助します。	保育課
105	保育コンシェルジュの配置	一人ひとりの保育ニーズにきめ細かく対応し、保育所選びや様々な保育サービスの利用を支援します。	保育課

106	学童クラブ事業	保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供します。	放課後対策課
107	区立幼稚園預かり保育の実施	区立幼稚園の教育時間終了後、希望する在園児を対象に「預かり保育」を実施します。また、預かり保育対応時間の拡大を検討致します。	庶務課(教育施策推進担当課長)
108	私立幼稚園一時預かり事業の推進	私立幼稚園の教育時間の前・後、長期休み中に在園児を保育する「一時預かり事業」を推進します。教育時間を含め、8 時間以上の預かり保育を「一時預かり(幼稚園型)」とし、運営費を補助して子育て環境の整備を図ります。	保育課
109	私立幼稚園等園児保護者援助事業(入園時補助を含む)	私立幼稚園に在園する幼児の保護者の負担軽減を図るため、補助金を交付します。	保育課
110	障害児保育事業	障害のある乳幼児を保育所で保育し、集団の中で生活することによる成長を図ります。また、集団保育が難しい場合には、自宅へ何う障害児訪問保育を実施します。	保育課

②幼児教育・保育の質の向上

重点事業

事業名		事業目標	事業内容	
111 子ども研修		子ども施設職員の専門知識・技術の向上を図り、質の高い福祉サービスを提供します。	子ども福祉に携わる職員を対象に、質の高い福祉サービスを展開するために、保育や学童指導等の専門的な知識や技術を身につけ、実践力を高めるための幅広い研修を実施します。	
		目標	現状値(令和 5 年度)	目標値(令和 11 年度)
担当課	子ども若者課	延べ受講者数	1,395 人	1,800 人

計画事業

事業名	事業内容	担当課
5 保育の質向上事業	【再掲】	保育課
62 マイほいくえん事業	【再掲】	保育課
112 幼児教育センターの整備	区内の幼児教育の拠点となる幼児教育センターを設置いたします。また、幼児教育の質の向上を図るために、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有する幼児教育アドバイザー(学識経験者・臨床心理士など)を各幼児教育施設へ派遣します。	庶務課
新規 113 保育指導事業	区が認可・確認している私立認可保育所及び地域型保育事業に指導検査を実施するほか、認可外保育施設に立入調査を実施します。また、巡回訪問による指導・助言をあわせて行い、保育の質向上を図ります。	保育課
114 保育の質ガイドライン関係事業	豊島区における「保育の質ガイドライン」の区内保育施設の保育士への配布や、普及版の窓口等での配布により、「豊島区保育の質ガイドライン」の普及・啓発を図るとともに、必要に応じた改定を行います。	保育課
115 保育の質向上のための研修委託事業	民間保育施設の保育士等を対象としたコミュニケーションの向上及び職種・職層に応じた専門的な研修を実施し、保育の質向上を図ります。	保育課
116 私立幼稚園教育環境整備事業	私立幼稚園の経営の安定と教育の充実及び心身障害児教育の教育条件の維持・向上を図るため、補助金を交付します。	保育課
117 保育施設間の連携協力事業	区内の認可保育施設がエリアごとに連携し、勉強会等を通じて、保育内容や地域の情報共有を図ることで、地域のネットワーク強化を図っていきます。	保育課
118 地域型保育施設への連携協力事業	公立・私立保育園と地域型保育施設が連携協定を結び、行事を通じた交流、合同保育の実施、施設・園庭の開放等の取組を行います。	保育課
119 保育施設の園外活動支援	園庭のない保育施設等の園外活動を支援するため、教育委員会の協力のもと、区立小学校の校庭など、園児の遊び場確保を図ります。	保育課
120 保育施設の運営充実助成	保育施設における保育サービスの推進や保育環境の充実、保育士の人材確保等を支援するため、補助金を交付します。	保育課

③幼稚園・保育所と小学校の連携

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
121 就学前教育共通プログラムの作成	公立・私立幼稚園、保育園などの垣根を超えて質の高い教育・保育を提供し、子どもの充実した経験や学びが小学校の生活、学習へとつなげるため、どの幼児教育施設でも活用できる 0～5 歳児を対象とした共通のプログラム「就学前教育共通プログラム」を策定します。	保育課 庶務課(教育施策推進担当課長) 指導課
122 保幼小連絡会の開催	区立小学校区ごとに、教職員と公立・私立の幼稚園・保育園の保育士との連絡会を開催し、今後の教育活動に向けてお互いに学校や各園の紹介を行うとともに児童園児の情報交換や年間行事の確認を行う。	庶務課(教育施策推進担当課長)

取組の方向性

(2)子どもの主体性を尊重した学校環境の整備

【現状と課題】

学校は、学習機会の提供のほかにも多くの成長の機会を子どもたちへ与えてくれます。令和 5 年度に実施したアンケートの結果では、ホッとする場所として「自分の部屋」や「家庭」の次に「学校の教室」が選ばれており、学校が子どもの生活にとって重要な場所であることが伺えます。また、「学校で何かを決めるとき、あなたは意見を言えるようになっていませんか。」の設問に対しては、29.7%の子どもがとてもなっている、「学校であなただの意見や思いは大切にされましたか。」の設問に対しては、35.4%の子どもがとても大切にされていると回答しています。一方、区立小中学校教職員の 31.0%が「子どもの気持ちや意見を聞くことがとてもできている」と回答し、11.1%が「子どもから聞いた意見を、実際に反映させたり実現させたりすることができている」と回答しています。

子どもが安心して学び、将来への希望をもって、健やかに成長するためには、子ども自身が、自らの権利について十分に理解し、他者も自分と同様に権利を持っていることを認識することが重要です。

【方向性】

子どもが自分たちの権利について理解し、お互いの権利を尊重する関係性を築けるように取組を推進していきます。また、学校において、子どもたちが自発的に行動し、自由に意見を述べることができ、それが尊重されていると実感できるように、子どもの意見表明を促進します。さらに、スポーツや文化活動等、多岐に渡る活動を通じて子どもの創造性や感受性を育成し、豊かな成長を支えるための取組を進めていきます。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和 11 年度)
学校が「楽しい」と感じている子どもの割合	令和 5 年度	・小学生 64.8% ・中高生 55.0%	↗
学校で自分の意見を「言えていない」と回答した子どもの割合	令和 5 年度	・小学生 8.0% ・中高生 4.9%	↘
学校で何かを決める時、先生が意見を聞いてくれていると子どもが思う割合	令和 5 年度	・小学生 63.9% ・中高生 69.1%	↗
学校で何かを決める時、子どもの意見を聞いている回答した小中学校教職員の割合	令和 5 年度	・小学校教職員 89.1% ・中学校教職員 94.3%	↗

根拠:計画策定のためのアンケート調査

【具体的な取組】

①子どもの権利に関する継続的な学びの推進

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
123 学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保【再掲】		学校での子どもの権利の学習機会を確保します。	「子どもの権利に関する条例」について、学校での活用事例集を作成し、学校での活用を推進します。また、講師派遣や民間団体等による子どもの権利を学ぶメニューを実施し、子どもの権利の普及啓発を推進します。	
		目標	現状値(令和 5 年度)	目標値(令和 11 年度)
担当課	子ども若者課 指導課	実施校数①子ども若者課 ②指導課	①8校 ②5校	①22校 ②毎年度小学校2校、中学校1校で継続実施

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
124 人権課題に対する教育の充実	東京都教育委員会が作成している「人権教育プログラム」に基づき、人権にかかわる様々な題材を取り上げた指導事例等を活用し、人権尊重や「生命の大切さ」を学ぶ取組を推進します。	指導課
125 道徳教育の充実	学校における全ての教育活動を通して、児童・生徒の道徳性を一層充実します。特に、「特別の教科 道徳」においては、「考える道徳」「議論する道徳」を実現するため、指導方法や指導計画等の改善を図ります。	指導課

②子どもの意見表明・反映及び社会参画への支援

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
126 子どもの主体的活動への支援の推進		子どもが自らの意見を発信し、主体的に活動することを目指します。	学校における児童会・生徒会・委員会・部活動等、子どもの主体的な活動を支援し、子どもの意見等が学校運営に反映されるよう支援します。	
		目標	現状値(令和 5 年度)	目標値(令和 11 年度)
		活動の周知、充実	各学校で子どもが主体的な活動に取り組んでいる。	各学校における児童会・生徒会・委員会・部活動等における子どもの意見を反映した好事例を周知し、充実させる。
担当課	指導課			

③学校における活動・体験機会の充実

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
127 伝統・文化の継承	日本の伝統・文化理解を推進するために、区内外にある教育資源(藍染め、落語、邦楽、和太鼓等)を積極的に学習活動に取り入れ、伝統・文化の継承を図ります。	指導課
128 次世代文化の担い手育成事業	幼児・児童・生徒の創造力、表現力、コミュニケーション能力を高めるため、プロの芸術家や専門家を学校に招き、本物の芸術・文化に触れる機会の充実を図ります。	指導課

取組の方向性

(3)子どもに関わる人への支援

【現状と課題】

子どもの権利が保障されるためには、大人が子どもの権利を理解し、信頼関係を構築することが必要不可欠です。「子どもの権利に関する条例」では、子どもに関わる施設の職員や区民、事業者等、子どもに関わる大人の責務を規定しています。令和 5 年度に実施したアンケートでは、条例を知らない割合が保護者では 53.1%、地域団体では 19.8%、区施設職員では 6.1%でした。これら認知度は、平成 30 年度に実施したアンケートと比較すると高まっていますが、十分であるとは言えません。

子ども・若者の権利が尊重されるためには、子ども・若者に関わる人が権利について理解することが必要であり、また、そういった人への支援を通して子ども・若者支援の質を高めることが重要です。

【方向性】

学校や保育園などの子どもに関わる施設職員をはじめとして、地域で子ども・若者支援に関わる方々への「子どもの権利に関する条例」の理解促進に向けた取組を推進するとともに、子どもに関わるおとなを支援する仕組みづくりや支援者の質の向上を図ります。

また、「豊島区学校における働き方改革推進プラン」に基づく取組を推進することで、教員の負担軽減を図り、働きやすい環境を整備します。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和 11 年度)
子どもの権利に関する条例を「知っている」と回答した割合	令和 5 年度	・区施設職員 77.0% ・地域団体等 57.3%	↗
職場や地域で子どもの権利について学ぶ機会がないと答えた割合	令和 5 年度	・区施設職員 42.4% ・地域団体等 66.8%	↘

根拠:計画策定のためのアンケート調査

【具体的な取組】

①子どもに関わる人への支援

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
3 「子どもの権利」に関する研修・講座の実施【再掲】		子どもに関わる施設や地域で子どもに関わるおとなが子どもの権利を学ぶ機会を確保します。	学校教諭や保育士等、子ども施設の職員に対して、子どもの権利に関する研修や、地域のおとなに対する出前講座や講演会を実施します。	
		目標	現状値(令和 5 年度)	目標値(令和 11 年度)
担当課	子ども若者課 指導課	①職員研修実施回数 ②出前講座実施回数 ③講演会実施回数	①10 回 ②3 回 ③1 回	①10 回 ②7 回 ③3 回

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
111 子ども研修	【再掲】	子ども若者課
115 保育の質向上のための研修委託事業	【再掲】	保育課

②子どもに関わる人のための環境整備

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
129 教員の働き方改革推進事業		学校の教員が働きやすい環境を整備し、教員の負担軽減を図ります。	「豊島区学校における働き方改革推進プラン」に基づく以下の取組を推進します。 ①【区立学校法律相談事業】 学校で起こるいじめや保護者とのトラブル等について法的アドバイスを受けることや、管理職とともに保護者等と対面相談をするために弁護士を学校に派遣します。 ②【スクール・サポート・スタッフ配置事業】 スクール・サポート・スタッフとして臨時職員を雇用し、教員の補助業務を行います。また、区独自で交通費を支給し、適切な人員確保に努めます。 ③【部活動における指導員・外部指導員の活用促進】 地域の大学やスポーツ団体等と連携し、部活動における指導員制度の導入・外部指導員のさらなる活用促進を図っていきます。	
		目標	現状値(令和 5 年度)	目標値(令和 11 年度)
担当課	指導課	①区立学校法律相談事業 ②スクール・サポート・スタッフ配置事業 ③部活動における指導員・外部指導員の活用促進	①研修 2 回、相談 41 日 ②30 校 ③2 校に配置(部活動指導員)	①豊島区教育委員会専属のスクールロイヤーを配置、校園長を対象にした研修を年 1 回以上実施 ②全区立小中学校 30 校に配置 ③区立中学校4校に配置(部活動指導員)

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
36 スクールソーシャルワーカー活用事業	【再掲】	教育センター
130 外国籍児童・生徒等に対する通訳サービス・通訳派遣の充実	外国籍の児童・生徒及びその保護者とのコミュニケーションを確保するため、タブレットを用いたテレビ電話での通訳サービスや、教育センターから各学校への通訳派遣の充実を図っていきます。	学務課

<目指す姿Ⅳ>

若者が 社会とつながり合い 自分らしく成長できるまち

取組の方向性

(1)若者の自立支援

【現状と課題】

子ども若者総合相談「アシスとしま」では、就労や学校、家族関係、生活習慣など、若者やその家族から多種多様な相談が寄せられています。核家族化や地域コミュニティの希薄化、教育の高度化・細分化や働き方の多様化等により、若者の孤独や孤立が高まっています。

令和 5 年度に実施したアンケート調査においても、若者の 49.3%が「社会生活や日常生活を円滑に送ることができなくなった経験がある」と回答しています。また、「自分はまわりから取り残されていると思う」と回答した若者は 21.4%、「自分には話せる人がいないと思う」と回答した若者は 19.7%、「自分はひとりぼっちだと思う」と回答した若者は 16.1%、「自分が役に立たないと強く感じている」と回答した若者は 40.8%であり、若者の孤独や不安及びそれに伴う無力感が子どもと比べて大きいことが伺えました。若者の自己肯定感を育み、自己効力感を高めて主体的な生活を送るための支援が求められます。

そのためには、こうした若者の抱える多様な悩みや困難を受け止め、若者本人を尊重しながら、健康や日常生活、就労等、必要な支援をしていくことが重要です。

【方向性】

若者それぞれが自らの人生を主体的に送れるよう、一人ひとりの気持ちに寄り添い、健康や日常生活、就労など、必要な支援を実施していきます。

健康や日常生活の支援としては、情報の提供や啓発活動、病気の予防や早期治療に繋がる各種健診サービスの提供、体の健康や心の悩みを聴く相談窓口での支援など、若者の生活力向上に繋がる事業を実施していきます。

また、就労への支援が必要な若者に対しては、就労に向けたスキルアップや、インターンなどの就労体験ができる機会の提供、就労に関する悩みや不安に関する相談窓口の設置など、若者の経済的自立に繋がる就労という観点で、若者の成長を後押しする様々な取組を行っていきます。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和 11 年度)
自分のことが「好き」と回答した若者の割合(好き+だいたい好き)	令和 5 年度	65.0%	↗
今までに社会生活や日常生活を円滑に送ることができなくなったことが「ある」と回答した若者の割合	令和 5 年度	49.3%	↘
自分には「話せる人がいない」と回答した若者の割合	令和 5 年度	19.7%	↘
不安に思うことや困っていることを相談でき、虐待や体罰、いじめなどにあったときは助けを求めることができると回答した割合	令和 5 年度	75.7%	↗

根拠:計画策定のためのアンケート調査

【具体的な取組】

①日常生活への支援

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
131 中高生センタージャンプにおける子ども・若者の生活力向上のための取組	中高生センタージャンプにおいて、各種若者支援団体による定期的な啓発・相談事業により、トラブルを回避し健康的な生活を送る能力を身に着ける機会を提供します。	子ども若者課
132 鬼子母神 plus	池袋保健所 1 階に、女性や若年者の結婚・妊娠・出産・子育てといったライフプラン形成のための情報発信スペース「鬼子母神 plus」を設け、月別に設定したテーマを中心に健康情報展示を行っています。また活動スペースとして登録団体に貸し出しています。	地域保健課
133 若年者向け(40 歳未満)健診事業	法的な健康診査の位置付けがない若年層の方を対象に、健康課題に合わせた疾病予防や健康づくりのため、生活習慣病予防健診(男性)、女性の骨太健診を実施しています。	健康推進課
134 子宮頸がん検診	子宮頸がんの早期発見・早期治療のため、年度末時点で 20 歳以上偶数年齢の女性を対象に、子宮頸がん検診を実施します。本検診は、2年に1回の定期的な受診を推奨しています。	地域保健課
135 子ども・若者への消費者教育推進事業	消費生活に関する知識を修得し、適切な行動に結び付けられるよう消費者教育を実施します。	生活産業課
136 自殺・うつ病の予防対策	相談窓口一覧の作成による普及啓発や、ゲートキーパーの養成とネットワーク化による地域連携体制の構築を行います。若者の自殺対策として大学院生と協働したハートプロジェクトの実施、自殺・うつ病の予防対策委員会によるデータの分析や活動の評価、改善策を検討します。	保健予防課
137 DV・デート DV 防止のための周知啓発事業	区立中学生等を対象とした「デート DV 予防:わたしとあなたを大切に作る教室」の実施など、若年層に対してデート DV 防止に関する周知啓発事業を行うことで、将来の配偶者間の DV 発生防止を図ります	男女平等推進センター

②経済的自立への支援

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
84 被保護者次世代育成支援事業	【再掲】	生活福祉課 西部生活福祉課
138 就業支援事業	求職者の職業相談を行うハローワーク池袋(池袋職業安定所)や東京しごと財団(東京都)と連携して、就職面接会や就労支援セミナーなどを開催し、若年求職者を含む就労希望者の就職をサポートします。	生活産業課
新規 139 自立相談支援事業(くらし・しごと相談支援センター)	専門の相談員がお困りごとを整理したうえで、それぞれの方にあった支援プランを作ります。 他の関係機関などと連携し、課題解決に向けた支援を行います。	福祉総務課
140 就労準備・社会参加支援事業	「仕事をしたことがない」「離職期間が長期にわたる」等の理由で、早期の就労に不安のある方に対し、個別面談、セミナー、体験就労などを通じ、自立に向けたオーダーメイドの支援プランを作成し支援をします。	福祉総務課

取組の方向性

(2)若者の社会参画支援

【現状と課題】

令和5年度の若者を対象として自分の居場所を尋ねたアンケート調査では、「自分の部屋」が81.8%、「家庭」が58.2%である一方、「学校」は21.1%、「職場」は12.1%、「地域」は13.2%に留まり、「インターネット空間」を居場所として回答した若者は30.7%でした。これまでに地域活動に参加してことのある若者は43.9%であり、地域や社会とのつながりが希薄であることが伺えます。これに起因する個人や家族の孤立や家庭教育・学校教育の格差等により孤独や生きづらさを感じる若者が増えています。

豊島区では、こういった若者のうち、困難を抱える若年女性を早期に支援につなげていくための情報発信や研修等の取組である「すずらんスマイルプロジェクト」を企業や民間支援団体等と連携・協働して進めています。若者が主体的に成長していけるように更なる仕組みの構築が求められています。

地域の中にどのような場所があるかと思うかについては、「気の合う同士でおしゃべりしたり、ゆったり過ごせたりする場所」と回答する若者が55.7%で最も多く、「自分のペースで静かに学習できる場所」が54.3%、「野外でからだを動かしてスポーツや活動できる場所」が50.4%と続きました。

【方向性】

自宅と学校、職場以外での若者のつながりを充実化させるため、若者が安心して自由に過ごす居場所の提供や相談支援、その他、企業やNPO等と連携して若者の居場所や活動の場について意見交換や調査研究等を行いながら検討を進めていきます。

豊島区内の施設での若者の活動支援や、学びの場の提供を行います。また、地域活動や選挙等、社会参加の機会や情報の提供を行い、若者の社会参画を支援します。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和11年度)
若者がホッとできる居場所として「地域」と回答した割合	令和5年度	41.4%	↗
若者が「自分が役に立たないと感じている」と回答した割合	令和5年度	30.8%	↘
地域活動・イベント・ボランティア等に参加したことがあると回答した若者の割合	令和5年度	45.7%	↗
国政選挙や地方選挙に行っていないと回答した若者の割合	令和5年度	15.7%	↘

根拠:計画策定のためのアンケート調査

【具体的取組】

①居場所・活動の場の充実

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
141 中高生センタージャンプの若者支援		18 歳以上の困難を有する若者を支援します。	中高生センターにおいて、高校を卒業したOB・OG世代への進路の変更や転職・就職に関する相談や、若者の社会貢献活動への支援を実施します。また、中高生の利用者が少ない時間帯に施設の一部に若者の居場所をつくります。	
		目標	現状値(令和 5 年度)	目標値(令和 11 年度)
担当課	子ども若者課	①登録者数 ②延べ利用者数 ③相談件数	①60 人 ②1,637 人 ③544 件	①80 人 ②1,800 人 ③600 件

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
142 若者学びあい事業	「みらい館大明」において、若者が気軽に立ち寄れる居場所として、「ブックカフェ」を週6日、NPOと協働で開館しています。コーディネーターを配置し、若者が地域で活動するきっかけづくりやサポートも行っています。	学習・スポーツ課
143 としまコミュニティ大学	豊島区と区内 7 大学(学習院大学・川村学園女子大学・女子栄養大学・大正大学・帝京平成大学・東京音楽大学・立教大学)が協働で事業展開している人づくり・活動づくり・地域づくりのための総合的な学びの場です。	学習・スポーツ課
144 区立図書館における YA 向けの取組	区立図書館において YA コーナーの図書充実や、利用者との情報交換のための掲示板設置、YA 向けイベントや企画展示の実施などにより、子ども・若者の読書活動を促進します。	図書館課

②社会参画の推進

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
145 選挙普及啓発事業	小中学校・高校・大学における選挙に関する出前講座や模擬選挙の実施及び選挙物品の貸出、マンガ家のデザインしたポスター等の普及啓発媒体の作成、若者を選挙立会人に選定することなどを通じて若者の選挙に対する関心を高め、投票率の向上につなげます。	選挙管理委員会事務局
146 地域防災力向上事業	消防団の加入や地域での防災訓練・防災講座への若者の参加を促進し、新たな地域防災の担い手の創出に取り組みます。また、PTA 等と連携し、小中学校を対象とした防災授業や地域の防災講話、防災イベントを通じて、防災意識の向上を図ります。	防災危機管理課
142 若者学びあい事業	【再掲】	学習・スポーツ課
147 すずらんスマイルプロジェクト	生きづらさを抱える 10 代・20 代の若年女性の困難な問題や状態に早い段階で気づき、区の相談窓口や施策、関係機関や民間支援団体等による適切な支援につなげていくため、当事者に届けるための情報発信や、職員のスキルアップに向けた研修、企業や民間支援団体等と連携・協働した取り組みを実施します	男女平等推進センター

新規

<目指す姿Ⅴ>

子ども・若者が 安心して 生きることができるまち

取組の方向性

(1)一人ひとりに寄り添った支援

【現状と課題】

豊島区における児童虐待通告件数は年々増加傾向にあります。令和4年度に実施した豊島区ヤングケアラー調査※では、2.2%の子どもが自分はヤングケアラーにあてはまると回答しました。令和5年2月には児童相談所を開設しました。関係機関で連携し、複雑化・多様化する児童虐待の相談に対応しています。子どもの安全と健全な成長を支える持続可能な支援体制を強化し、更に整えていくことが求められています。

不登校児童・生徒数は、小学校・中学校ともに増加しています。令和5年度に実施したアンケート調査では小学生の6.6%、中学生の4.4%の子どもが学校は楽しいと思わないと回答しており、こうした子どもへの支援が求められています。

18歳未満の身体障害者手帳所持者数は横ばいの状態、愛の手帳所持者数は微増傾向にあります。令和6年4月には、専門性の高い児童発達支援を提供し、併せて障害児やその家族及び関係者を総合的にサポートする地域に根差した中核的施設として児童発達支援センターを開設しました。また、医療的ケア児及びその家族を身近な地域で支えるため、関係部署や医師会等で構成する協議会を立ち上げ、医療的ケア児等コーディネーターの配置や庁舎内の相談窓口開設等、取り組みを進めています。引き続き、総合的な支援体制の強化と支援内容の充実が求められています。

豊島区の外国人住民人口は、コロナ禍により減少するも、令和4年度以降は増加しており、外国人住民の比率は、23区内では新宿区に次ぎ2番目となっています。

豊島区における15～39歳の死因の約4割が自殺であり、自殺者に占める20～30代の割合が高くなっています。子ども・若者の自殺予防が重要な課題となっています。

※豊島区ヤングケアラー実態調査

(<https://www.city.toshima.lg.jp/265/kosodate/kosodate/shiencenter/2207122034.html>)

【方向性】

虐待被害、いじめ被害、不登校・ひきこもり、障害、外国ルーツなど、人によって抱えている背景は様々であり、求められる支援も異なります。一人ひとりの状況にこちらから寄り添い、相談しながら必要な支援を進めていきます。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和11年度)
学校が楽しいと感じている子どもの割合	令和5年度	・小学生 64.8% ・中高生 55.0%	↗
過去1年間でお金が足りず家族が必要とする食料が買えないことがあったと回答した保護者の割合	令和5年度	・小学生保護者 3.7% ・中学生保護者 7.3% ・高校生保護者 11.0%	↘

根拠:計画策定のためのアンケート調査

【具体的な取組】

①子どもの虐待防止(再掲)、ヤングケアラーへの支援

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
26 子ども虐待防止ネットワーク事業【再掲】		児童虐待の予防及び重篤化の防止を図ります。	①児童虐待の予防・防止に関するネットワークの重層的整備を図ります。 ②児童問題に関する各関係機関相互の調整とケース管理を行います。 ③マニュアル等を教材とした職員研修の充実を図ります。	
		目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
担当課	子ども家庭支援センター	①虐待防止ネットワーク研修開催数 ②出張講座開催数	①2回 ②43回	①2回 ②45回

計画事業			
事業名		事業内容	担当課
36	子どもの権利擁護委員相談事業	【再掲】	子ども若者課
38	児童相談所の運営	【再掲】	児童相談課
42	子ども家庭女性相談事業	【再掲】	子育て支援課
91	母子生活支援施設	【再掲】	子育て支援課

②社会的養育の推進

計画事業			
事業名		事業内容	担当課
148	社会的養育促進事業	民間事業者(フォスタリング機関)も活用した家庭養育の普及啓発、委託促進とともに、社会的擁護の担い手の一つである児童養護施設の誘致を検討します。	児童相談課
新規			

③子どものいじめ防止(再掲)、不登校、ひきこもりへの支援

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
39 子ども若者総合相談事業(アシスとしま)【再掲】		不登校、ひきこもりなど困難な状況にある子ども・若者に対して自立に向けた支援を行います。	学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども・若者やその家族からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施します。 相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へつなげていきます。	
		目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
担当課	子ども若者課	①不登校に関する相談件数 ②ひきこもりに関する相談件数	①31件 ②17件	①20件 ②20件

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
35 スクールカウンセラー事業	【再掲】	指導課 教育センター
36 スクールソーシャルワーカー活用事業	【再掲】	教育センター
37 「としま子どもの権利相談室」(愛称：ふくろう相談室)の運営	【再掲】	子ども若者課
149 柚子の木教室(適応指導教室)	不登校児童・生徒に、学習やスポーツ、宿泊教室、体験活動等を通して何度でもやり直せることを実感させ社会的自立に向けた、居場所機能、学習機能、社会への適応支援機能を充実させます。また、いじめなど何らかの理由で学校に登校することが困難な児童・生徒の一時的なシェルターとして機能します。	教育センター
150 教育相談	幼児期から高校卒業年代までの一人一人の自立を支える機関として、心理士による来所相談や電話相談を実施し、相談内容に応じて学校や関係機関との連携を図ります。区立幼稚園幼児教育相談では要支援の幼児とその保護者のサポートを行います。	教育センター

④障害のある子ども・若者や医療的ケアの必要な子どもへの支援

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
151 発達支援相談事業		心身の発達に困難を持つ子どもとその家族が、個々の発達に合わせた指導や助言を行うことで家族が子育てに自信を持ち、安定した生活が送れるよう支援します。	西部子ども家庭支援センターにおいて、心身の発達に何らかの偏りや障害のある乳幼児の保護者からの発達、療育、訓練、進路等に関する相談に応じ、助言、指導を行うとともに、関係機関へ連絡、紹介等を行います。 西部子ども家庭支援センターにおいて、心身の発達に何らかの問題や障害、心配のあるお子さん、その家族を対象に、個別や集団での訓練や必要な支援を行います。(児童発達支援事業)	
		目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
担当課	子ども家庭支援センター	発達相談件数	7,010 件	7,100 件

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
92 医療的ケア児の受入れ 新規	【再掲】	保育課
152 重度障害者の大学等修学支援事業	重度障害者が大学等に修学する際に、大学等の支援体制が整うまでの間、身体介護等の提供に要する費用を支給します。	障害福祉課
153 児童発達支援センターの運営	切れ目のない支援を実現するため、発達に不安や課題を抱えた子どもやその保護者、家族の支援について、所管を越えてコーディネートする専門機関として「児童発達支援センター」を設置し、運営します。	子ども家庭支援センター
154 発達障害者相談窓口	発達障害について、あらゆる年齢層の当事者、家族からの相談に応じます。相談内容により、適切な機関の紹介や情報提供を行います。	障害福祉課
155 特別支援学級や通級指導学級と通常学級の交流、共同学習の充実	特別支援学級や通級指導学級における交流や、共同学習の充実を図り、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が相互に理解し合い、共生社会の実現に向けた取組を一層充実します。	指導課 教育センター
156 巡回子育て発達相談事業	東部子ども家庭支援センターでは、保育園や子どもスキップ・学童クラブを巡回し、従事する職員に対して、発達に課題のある子どもの保育に関する具体的なアドバイスを行います。また施設を利用する保護者からも、子育てや子どもの発達についての相談を受け対応します。	子ども家庭支援センター

157	発達障害者心理相談補助事業	発達障害者あるいは発達障害に起因する問題について、区在住の本人またはその家族が区内大学の心理相談(カウンセリング)を受ける際の費用の一部を補助します。	障害福祉課
110	障害児保育事業	【再掲】	保育課
158	学童クラブでの障害児受入	障害のある子どもを学童クラブで受け入れ、遊びや生活を通して成長できるように、個々の子どもの状況を踏まえて支援を行います。	放課後対策課
159	障害児通所支援事業	【児童発達支援】心身の発達に何らかの偏りや障害のある未就学の子どもを対象に、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、集団生活への適応のための支援を供与し、またはこれに併せて治療を行います。 【放課後等デイサービス】学校又は専修学校等に就学している障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための支援等を行います。 【保育所訪問支援】保育所等の児童が集団生活を営む施設に訪問支援員が訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。 【居宅訪問型児童発達支援】重度の障害等により外出が困難な障害児に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。	障害福祉課
160	障害者(児)日中一時支援事業	障害児を介護している方が疾病等の理由で一時的に介護できない時に、障害児に対して宿泊を伴わない短期的な施設を提供し、日常生活の援助・日中活動の支援を行います。	障害福祉課
161	発達障害者支援ネットワーク会議	区内の保健、福祉、教育に関わる関係機関で構成される発達障害者支援ネットワーク会議を開催し、各ライフステージを通じて一貫した支援ができるよう、発達障害者支援に係る課題の検討、情報の共有を行います。	障害福祉課
162	障害者サポート講座	障害者への声掛けや手助け方法など簡単なサポート方法を学ぶことができる区民向け講座の開催や、サポート方法を収録した動画の YouTube 配信を行います。	障害福祉課
163	余暇活動支援(ほっと・サロン事業)	主に一般就労をしている障害者を対象に、余暇を過ごせる場を提供し、地域生活に充実感を与え、就労の定着を目指します。	障害福祉課
164	就労促進支援事業	一般就労を希望する障害者の就職準備や就職定着支援、就労希望者の積極的な掘り起こしを行います。特別支援学級や特別支援学校等への訪問や、障害のある子どもを対象としたワークショップの開催等を通して、就労に対する意識付けを行います。	障害福祉課
165	日曜教室(つばさ CLUB)	18歳以上の中軽度知的障害のある方が、仲間とともに学びあい交流を深めることで、生活課題の解決や余暇活動の充実を図ります。	学習・スポーツ課
166	バリアフリー資料の充実	通常の本では読書が困難な子ども・若者のために、バリアフリー資料の活用により、読書環境を整備します。	図書館課
167	区立小学校・幼稚園における医療的ケア児に対する教育の充実	区立小学校・幼稚園において、医療的ケアを要する幼児に医療行為を行える体制を整備することで、保護者の付添いを求めず、他の園児と共に教育を受けられる環境を提供します。	学務課
168	障害者雇用推進	障害者雇用を推進し雇用環境を整備します。また、オフィスサポートセンターの設置等、区自らが就労機会の拡大を図ることで、区民や職員に障害者雇用促進についての理解を深めていきます。	人事課
新規	169 医療的ケア児等支援協議会	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関連機関が一堂に会し、医療的ケア児等への取り組みや支援について意見交換や情報共有を図ります。	障害福祉課
新規	170 医療的ケア児相談窓口	医療的ケアを必要とするお子さま、ご家族が、ご自宅や地域で安心して暮らしていけるよう医療的ケア児等コーディネーターが様々な相談に応じます。ライフステージに応じて、利用できるサービスや関係機関をつなぐ役割をします。	障害福祉課
新規	171 重症心身障害児(者)等在宅レスパイト・就労等支援事業	医療的ケアが必要な重症心身障害児(者)のご家族の休養や就労活動のため、自宅等まで看護師が出向き、一定時間、家族等にかわってケアを行います。	障害福祉課

⑤外国にルーツを持つ子ども・若者への支援

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
172 日本語指導教室	区立小・中学校に就学している日本語能力が不十分な児童に、日本語の習得を目的とする授業を行い、学習理解、生活習慣の習得を支援します。その際、児童の個々の状況に合わせた個別指導を行います。	教育センター
173 日本語初期指導事業	区立幼・小・中学校に就学する帰国・外国籍園児・児童・生徒・保護者に対して学校生活に適應できるよう通訳を派遣します。	教育センター
174 外国籍の子どもへの学習支援	外国籍の幼児・児童・生徒たちの学習活動を支援するため、必要に応じて、区内の大学や関係機関との連携を図り、個に応じた指導や援助を行います。	教育センター
130 外国籍児童・生徒等に対する通訳サービス・通訳派遣の充実	【再掲】	学務課

⑥非行・犯罪に陥った子ども・若者への支援

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
175 保護観察対象少年に対する就労支援事業	保護観察を受けている区内の少年少女を会計年度任用職員として採用することで、就労の場、社会経験の場を提供し、立ち直り支援と再犯防止を図ります。	子ども若者課
176 社会を明るくする運動	犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。区はこれらの運動に対して助成金を支出するほか、事務局として運動のPRや会議事務等を行っています。	子ども若者課
177 更生保護サポートセンターの運営支援	保護司会の活動拠点となる更生保護サポートセンターを区施設内に開設し、運営経費に助成をしています。更生保護サポートセンターでは、保護司による青少年相談が週2回実施されています。	子ども若者課

⑦その他配慮が必要な子ども・若者(DV、多様な性自認・性的指向の人々、自殺予防など)への支援

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
178 女性の専門相談	法律に関わる相談、人間関係等に関わるこころの相談、DV 被害に関する相談を、それぞれの専門家が予約制にて実施しています。	男女平等推進センター
179 緊急一時保護	DV 被害にあった女性のほか、緊急で保護する必要がある女性の相談を受け、シェルター等で保護を実施し、その後の自立に向けた支援を行います。	子育て支援課
180 多様な性自認・性的指向の人々への理解促進	多様な性自認・性的指向の人々への差別や偏見の解消を目指して、情報を掲載したパネル展示、映画の上映会、関連本の貸出しを行い、区民等に対する啓発活動に取り組みます。	男女平等推進センター
181 にじいろ相談ダイヤル 新規	性自認・性的指向に関する悩みについて専門の相談員による相談を行います。	男女平等推進センター
182 男性専門相談ダイヤル 新規	仕事や家庭のこと、人間関係や生き方など、男性の様々な悩みについてカウンセラーによる相談を行います。	男女平等推進センター
136 自殺・うつ病の予防対策	【再掲】	保健予防課
137 DV・デート DV 防止のための周知啓発事業	【再掲】	男女平等推進センター
147 すずらんスマイルプロジェクト 新規	【再掲】	男女平等推進センター

取組の方向性

(2)相談体制の充実と情報発信

【現状と課題】

豊島区では、子ども・若者に係る様々な悩みや困難を一人で抱え込むことの無いように、23 区で初めて庁舎内に常設の子ども若者相談窓口として「アシスとしま」を設置し、運営しています。窓口では、子ども・若者及びその保護者からの様々な悩みや相談に対応するとともに、悩みを抱える当事者やその家族、子ども・若者を支援する地域団体のもとを訪問するアウトリーチ型の支援も進めており、相談者数及び支援者数は、ともに年々増加しています。しかし、令和 5 年度に実施したアンケート調査によると、「アシスとしま」の認知度・利用度は低く、相談窓口の広報や利用促進が課題となっています。

また、福祉課題が多様化、複雑化する中、従来の対象者別の相談支援では対応が困難なケースが増えており、支援を必要とする人に対してより一層きめ細やかな支援を行う必要が高まっています。

【方向性】

「アシスとしま」をはじめとして、子どもの発達、心身の健康、多様な性など、個別の問題に関する相談窓口も設置し、重層的に支援を進めていきます。個別の相談窓口では対応が困難な複雑・複合的なケースについては、関係各課や関係機関の連携により包括的な相談支援体制構築を図ることで対応していきます。

また、子ども・若者に関わる問題は多岐に渡っており、それらの問題に対応する支援機関も多様であるため、当事者やその家族にとっては、自分の抱えている悩みをどの支援機関に相談すれば良いのかわからないということも起こりえます。相談者に必要な窓口や支援情報が届くよう、支援機関の対応力を強化し、併せて相談に係る情報を発信していきます。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和 11 年度)
不安に思うことや困っていることを相談でき、虐待や体罰、いじめなどにあったときは助けを求めることができると回答した割合	令和 5 年度	・保護者 53.6% ・高校生 82.4% ・若者 75.7%	↗
困ったり悩んだりしたときに相談窓口を利用したくないと回答した割合	令和 5 年度	・小学生 47.7% ・中高生 62.0% ・若者 9.3%	↘
上記の理由として、相談しても解決できないと思うからと回答した割合	令和 5 年度	・小学生 35.0% ・中高生 58.8% ・若者 69.2%	↘
悩みやこまりごとなどを相談できる場所(なやミミフリーダイヤル、アシスとしまなど)の認知度	令和 5 年度	・小学生 68.1% ・中高生 48.2% ・若者 15.4%	↗

根拠:計画策定のためのアンケート調査

【具体的な取組】

①相談体制の充実と情報発信

重点事業			
事業名	事業目標	事業内容	
39 子ども若者総合相談事業(アシスとしま)【再掲】	様々な困難を有する子ども・若者や家族への情報提供及び支援の実施により、問題の重篤化防止や状況改善を図ります。	学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども・若者やその家族からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施します。 相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へ繋げていきます。	
	目標	現状値(令和 5 年度)	目標値(令和 11 年度)
	① 登録相談者数 ② 支援回数	①441 人 ②2,623 回	① 400 人 ② 2,500 回
担当課	子ども若者課		

計画事業			
事業名	事業内容	担当課	
32 子育て訪問相談事業	【再掲】	子ども家庭支援センター	
35 スクールカウンセラー事業	【再掲】	指導課 教育センター	
37 「としま子どもの権利相談室」(愛称:ふくろう相談室)の運営	【再掲】	子ども若者課	
40 子どもに関する相談事業	【再掲】	子ども家庭支援センター	
41 子どもからの専用電話相談(なやミミフリーダイヤル)	【再掲】	子ども家庭支援センター	
42 子ども家庭女性相談事業	【再掲】	子育て支援課	
60 東部・西部子ども家庭支援センター事業	【再掲】	子ども家庭支援センター	
69 子育て支援総合相談事業	【再掲】	子育て支援課	
62 マイほいくえん事業	【再掲】	保育課	
76 乳幼児健全育成相談事業	【再掲】	保育課	
147 すずらんスマイルプロジェクト	【再掲】	男女平等推進センター	
新規 150 教育相談	【再掲】	教育センター	
151 発達支援相談事業	【再掲】	子ども家庭支援センター	
154 発達障害者相談窓口	【再掲】	障害福祉課	
156 巡回子育て発達相談事業	【再掲】	子ども家庭支援センター	
177 更生保護サポートセンターの運営支援	【再掲】	子ども若者課	
178 女性の専門相談	【再掲】	男女平等推進センター	
181 にじいろ相談ダイヤル	【再掲】	男女平等推進センター	
新規 182 男性専門相談ダイヤル	【再掲】	男女平等推進センター	
新規			

183 福祉包括化推進会議の設置	多様化・複雑化する福祉ニーズに対してきめ細かく対応するため、福祉・健康・子ども・住宅・教育に関する部署等に福祉包括化推進員を配置し、定期的な会議体を設けて庁内連携を推進し、包括的な支援を実施していきます。	福祉総務課
184 精神保健福祉相談	こころの不調や病気で困っている方、あるいは家族の方からの相談を保健師が随時お受けします。また、予約制で精神科医又は精神保健福祉士による専門相談を行います。	健康推進課 長崎健康相談所
185 消費生活相談事業	契約上のトラブル、悪質商法による被害等の相談を受けます。ヤミ金・サラ金などの多重債務に関することは、状況により弁護士の法律相談を案内します。	生活産業課
186 子ども・若者及びその家族への支援情報の提供	支援が必要な子ども・若者やその家族に対して支援に関する情報が届くよう、インターネット等も活用して情報の提供に努めます。	子ども若者課
187 子ども・若者支援者への情報提供	子ども・若者支援に関わる区民、関係機関や職員等に対し、困難を有する子ども・若者の構造や背景を理解するための研修や講演会を開催し、支援に必要な情報提供を行います。	子ども若者課
170 医療的ケア児相談窓口	【再掲】	障害福祉課

新規

<目指す姿Ⅵ>

区民・地域・企業等が 子ども・若者・家庭を支え ともに成長できるまち

取組の方向性

(1)区民・地域・企業等との連携・協働

【現状と課題】

区民であり、社会の一員である子ども・若者は、専門的な知識やノウハウを有する者だけでなく、日常生活の中で接する機会がある地域の区民等や事業者とのつながりの中で成長していきます。

豊島区には、子ども・若者の成長を見守り、ともに活動し、必要に応じて関係機関とのコーディネートを行うことを仕事とする民生委員・児童委員、青少年育成委員、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)がいます。

また、令和3年7月には、「子どもたちのために役立ててほしい」、「子どもたちの今や未来が豊かなものとなるように体験や交流などの機会を提供したい」等の声とともにいただいた個人や企業等からの寄附金を積み立てる「としま子ども若者応援基金」を創設し、困難を抱えた子ども・若者や家庭への支援事業を開始するとともに、体験型支援である「コト支援」や食料品等を提供する「モノ支援」と併せて、「子ども若者応援プロジェクト」を開始しました。これら子ども・若者のパートナーとともに、強みを活かしあえるような関係性を構築していくことが重要です。

【方向性】

民生委員・児童委員や青少年育成委員、地域のボランティア団体等が、地域で子ども・若者やその家族とともにを行う取組を支援し、地域人材を確保・育成していきます。また、行政と区民、地域団体、大学等、様々な主体が連携・協働するとともに、地域で様々な活動をしている団体のネットワーク化を進めることで、地域全体で子ども・若者を見守り、ともに成長していけるまちづくりを推進します。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和11年度)
地域における子育て支援や見守り活動が活発に行われていると思う保護者の割合	令和5年度	・就学前 45.4% ・小学生 51.1% ・中高生 46.0%	↗
職業生活と家庭生活を両立するための支援が行われていると思う保護者の割合	令和5年度	・就学前 44.3% ・小学生 37.1% ・中高生 38.3%	↗

根拠:計画策定のためのアンケート調査

【具体的な取組】

①地域の子ども・若者支援活動、子育て支援活動への支援

計画事業			
事業名		事業内容	担当課
188	スポーツ推進委員事業	スポーツ・レクリエーションの普及・振興のため、地域におけるスポーツ活動の指導・助言と、区のスポーツ・レクリエーション関係事業「としまスポーツまつり」や「ハイキング」など子どもから高齢者まで楽しく参加できるイベントを企画・運営します。また、スポーツを通じた地域コミュニティの場として、区内 1 か所で総合型地域スポーツクラブの活動を展開します。	学習・スポーツ課
189	民生委員・児童委員事業	乳幼児や児童のいる家庭の生活を常に見守り、その生活状況の把握に努めるとともに、必要に応じ相談・支援を行います。ケースによっては、区に対する確かな情報提供を行い、望ましい福祉サービスにつなげるための活動を展開します。また、児童虐待など子どもの権利が不当に侵害されているケースなどについては、関係機関との適切な連携により、その解決に協力します。	福祉総務課
190	青少年育成委員会支援事業	各地区青少年育成委員会は、独自に地域の実情に応じた形でイベントを開催し、青少年の健全育成と地域の親睦を深める活動を行っています。区は各地区が行う健全育成事業に対する補助金の支出、連合会に対する補助金の支出、「としまのいくせい」の作成、委員の資質向上のための研修会を実施します。	子ども若者課
191	コミュニティソーシャルワーク事業	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）が、地域福祉を推進するコーディネーターとして、①専門相談支援機関へのつなぎ役、②個別支援・地域支援を通じた地域づくり、③関係機関との連携支援等を行います。また、区内 8 か所の区民ひろばに 2 名常駐し、相談対象、相談内容に関わらず、暮らしに関わることを全てに対して電話、訪問、来所、相談会等による個別相談支援を実施します。	福祉総務課
192	地域福祉サポーターの養成と推進	地域の中で不安や悩みを抱えた人たちに気づいた時に、声をかけたり関係機関につなげたりするなどの活動を行う、地域の小さなアンテナ役「地域福祉サポーター」を養成します。	社会福祉協議会
193	地域活動交流センター管理運営	NPO法人等の公益性のある地域活動団体の活動及び交流の拠点として、地域活動交流センターを設置し、その管理運営を行います。	区民活動推進課

②区民や地域団体、大学との連携・協働及び地域ネットワークの形成

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
194	子ども若者支援ネットワーク「ここにいるよ」	子ども・若者支援に関わる活動団体や行政で包括的・横断的な支援ネットワークを構築し、支援に関する情報交換や支援者の質の向上に取り組みます。	子ども・若者支援に関わる多分野の団体や区民に対して、専門知識などの研修会や情報交換の機会となるイベントなどを実施します。	
		目標	現状値(令和 5 年度)	目標値(令和 11 年度)
担当課	子ども若者課	ネットワークイベント参加者数	127 人 (2 回/年)	80 人 (1 回/年)

計画事業			
事業名		事業内容	担当課
14	子ども食堂ネットワーク	【再掲】	子ども若者課
25	としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」	【再掲】	福祉総務課
新規	195 としま子ども若者応援プロジェクト	地域の方々等からいただいた寄付金を活用した支援事業や、企業・団体等からの「コト・モノ支援」を通じて、子ども・若者や子育て家庭を支援します。	子ども若者課

196	子ども若者支援ネットワークの構築(子ども・若者支援地域協議会)	社会生活を営むうえでの困難を有する子どもや若者に対し、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることにより、効果的かつ円滑な実施を図ることを目的に、豊島区子ども若者支援地域協議会を運営し、ネットワーク形成を行います。	子ども若者課
197	豊島区子育てネットワーク会議	同じ地区の子育てに関わる施設が情報交換を行い、地域の子育て家庭を見守っていきます。地区ごとに、定期的に会議を開催して、情報共有・意見交換を行っています。	子ども家庭支援センター
198	中小規模公園活用プロジェクト	地域に点在する十分に活用されていない中小規模公園について、子育て世代をはじめとした利用者ニーズや地域・周辺環境に合わせた新たな公民連携による活用方法を地域とともに検討・検証し、地域コミュニティの場や地域課題解決の場として、まちや人と「ともに育つ公園」を目指します。	公園緑地課
199	地域・大学連携事業	学校と区内大学や地域の企業、特技を有する個人等との連携を進めて教育活動を活性化します。また、教員を志望する学生を指導補助者として受け入れ、学生が教育現場を体験する機会を創出します。	指導課
200	コミュニティ・スクール導入等促進事業	学校、保護者、地域の方々がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることのできるコミュニティ・スクールの導入を推進し、地域全体で子どもたちを育てる環境を整備します。	庶務課(教育施策推進担当課長)
201	地域子ども懇談会	地域・学校・家庭・行政が連携し、子どもに関する健全育成活動や見守り活動の促進、地域の子育て力や教育力の向上を図るため、小学校区ごとに「地域子ども懇談会」を開催し、子どもに関する意見交換や情報交換を行います。	放課後対策課

③仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
202	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度	企業のワーク・ライフ・バランスに対する理解を深め、働きやすい職場づくりを推進します。	区内に本社又は主たる事業所がある企業を対象に、ワーク・ライフ・バランスを積極的に推進する企業を区が認定します。認定書の授与、区ホームページで取組の紹介等を行い、認定企業は、企業が発行する印刷物等に認定マークを使用できます。	
		目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
担当課	男女平等推進センター	認定企業数	57社	70社

計画事業			
事業名		事業内容	担当課
203	企業・事業所への啓発事業	区内の企業・事業所に対し、働き方の見直しなどワーク・ライフ・バランスの推進に向けた情報提供・普及啓発を行います。	男女平等推進センター
204	ワーク・ライフ・バランス講座の開催	ワーク・ライフ・バランスの意義・重要性を区民・事業者が理解し取組むために、ワーク・ライフ・バランスに関する講座を開催します。	男女平等推進センター
205	モデル事業所としてのワーク・ライフ・バランスの推進	職場でのワーク・ライフ・バランス及び子育て支援・両立支援を進めるために、特定事業主行動計画に基づく取組を推進していきます。	人事課

取組の方向性

(2)安全・安心な社会環境の整備

【現状と課題】

豊島区では、子どものけが・事故予防、児童虐待防止、学校の安全(セーフスクール)など 10 項目をセーフコミュニティの重点課題として対策委員会を設置し、地域全体で安全対策を推進しています。また、地球温暖化や自然の変動により気象災害の発生頻度が高まる傾向となっています。子ども・若者が熱中症や地震等への被災といったリスクへ適切に対処できるように、日ごろから準備しておく必要があります。

子ども・若者に対する有害環境への対策も重要です。豊島区では、これまで不健全図書などの有害環境に対する取組を進めてきましたが、近年では青少年のネット依存が問題となっています。インターネットも含めて令和 5 年度に実施したアンケート調査では、いずれの保護者においても、区の子育て支援・施策に望むこととして「子どもが事故や犯罪に巻き込まれない環境整備」が多く回答されており、安全安心なまちづくりのより一層の推進が求められています。子ども・若者を取り巻く環境への対策が求められています。

また、子育てファミリー世帯向けの家賃助成など、子育てしやすい環境整備や子育て世帯の住環境の向上に取り組んできました。

【方向性】

子ども・若者にとって有害な環境に対する対策や、防犯や事故予防のための取組を推進することで、子ども・若者の生命や健康を保護し、かつ、安全安心な環境を整備します。また、子育て世帯にとって安心できるまちづくりを推進するため、子育て世帯向けの良質な住宅の供給誘導、子育て世帯の居住支援等、子育てしやすい環境の整備に取り組みます。取組にあたっては、学校や地域等と連携して進めていきます。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和 11 年度)
子育てを視野に入れた住宅対策や道路・施設整備が行われていると思う保護者の割合	令和 5 年度	就学前 36.0% 小学生 30.3% 中高生 31.2%	↗
子どもと一緒に外出できる遊び場や施設等の情報が欲しい、あるいは不足していると思う保護者の割合	令和 5 年度	26.0%	↘
セーフコミュニティの認証	令和 5 年度	認証	認証継続

根拠:計画策定のためのアンケート調査

【具体的な取組】

①子育て世帯にやさしいまちづくりの推進

重点事業			
事業名	事業目標	事業内容	
206 子育てファミリー世帯への家賃助成事業	子育てファミリー世帯を区内の良質な民間賃貸住宅に誘導し、居住環境の改善及び定住化を図ります。	区内の良質な民間賃貸住宅に転入・転居した場合に、一定の要件を満たす子育てファミリー世帯に対し、転居後の家賃と基準家賃との差額の一部を一定期間助成します。	
	目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
	新規家賃助成数	助成件数 203 件	助成件数 205 件
担当課	住宅課		

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
207 空き家利活用推進事業	空き家活用と地域コミュニティの活性化を図るため、空き家を活用したいオーナーと、その建物で地域貢献活動(多世代の交流の場、子どもの居場所となる場の運営等)を展開したい団体をマッチングするとともに、空き家の改修に必要な経費の一部を補助します。	住宅課
208 近居・多世代同居の推進	親子で支え合いながら子育てできる環境を整備するため、子育て世帯が親世帯と同居・近居する場合の住み替え支援を検討します。	住宅課

②有害環境等への対応

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
209 薬物乱用防止教育	医薬品の正しい使い方や危険ドラッグなどの使用防止の学習「薬物乱用防止教室」を年間指導計画に位置付け、学校薬剤師や警察と連携して年1回以上実施します。また、教員に対しても生活指導主任研修会等で、おくすり教育、薬物乱用防止教育の研修を行います。	指導課
210 情報モラル教育	情報ネットワーク社会に対応するため、タブレットPCを活用し、児童・生徒の情報活用能力を育成するとともに、情報モラル教育及び情報セキュリティ意識向上のための指導の充実を図ります。	指導課
211 不健全図書類等規制対策事業	昭和60年10月に施行された「豊島区不健全図書類規制に関する条例」に基づき、地区の青少年育成委員会の協力のもとに不健全図書類等の自動販売機調査を行い、より一層の環境浄化活動を行います。	子ども若者課

③防犯・事故予防の推進

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
212 安全・安心パトロールの実施	区民の安全・安心を確保するため、区内全域を青色防犯灯付きパトロール車でパトロールします。登下校時の進路警戒の他、小学校、保育園、子どもスキップ等の施設にも立ち寄り等、見せる防犯活動を行います。	防災危機管理課
213 小学校児童の通学路安全対策の推進	通学路における子どもたちの安全対策として、各小学校の通学路に防犯カメラを更新していきます。	学務課
214 学校安全安心事業	各小学校の通学路を関係者と点検し、通学路等における子どもたちの安全を確保していきます。	学務課

215	安全・安心な学校づくり(インターナショナルセーフスクール)	区内のすべての小中学校で安全安心な学校づくりに取り組む活動をコミュニティ・スクールの中で推進します。	庶務課(教育施策推進担当課長)
216	区立小学校・学童クラブの入退室管理システム	児童の安全の向上を図り、保護者の安心感担保や緊急時の迅速な対応を実現するため、区立小学校 1 年生から 3 年生及び学童クラブに、児童の入退室を保護者に通知するシステムを導入し、運用します。	放課後対策課
217	交通安全施設整備事業	妊産婦や子ども連れの親子が安心して外出することができるよう、また、子どもの交通事故の減少を図るため、自転車・歩行者等の安全確保と、日常生活に支障をきたさない安全対策を行います。	道路整備課
218	交通安全対策事業	春・秋の交通安全運動を中心として、年間を通じた広報・啓発活動を実施します。各種交通安全教室・講習会の実施、交通安全ビデオ・DVDの貸出し、交通安全協会活動支援などを行います。子どもや子育て世帯に対しては、特に自転車乗用中のルールとマナーに対する啓発活動を行います。	土木管理課
219	中学校自転車安全教室(スケアード・ストレイト授業)	事故の恐ろしさと交通ルールを守ることの大切さを実感させることを目的として、区立中学校において、スタントマンによる交通事故再現の様子を目の前で見てもらった交通安全教室を警察署と協働で行います。	土木管理課
220	自転車用ヘルメット普及啓発事業	自転車の転倒事故による頭部の受傷を防ぐため、自転車用ヘルメットの購入費を助成します。また、子育て世代の保護者を対象とした「交通安全研修会」を実施し、交通安全意識の向上を図ります。	土木管理課
221	公園等防犯カメラ整備事業	地域要望等を踏まえ、必要のある場所に防犯カメラを設置することによって、安心して利用できる公園づくりを目指します。	公園緑地課

④防災意識の向上

計画事業			
	事業名	事業内容	担当課
新規	222 としまDOKI★DOKI防災フェス	楽しみながら防災について考える機会を提供し、子ども・若者一人ひとりの防災意識の向上を図ります。	防災危機管理課
新規	223 防災授業	豊島区の防災体制の理解についての講話や授業、避難所運営ゲームなどを実施し、子ども・若者一人ひとりの防災意識の向上を図ります。	防災危機管理課

取組の方向性

(3)子ども・若者が文化や芸術に親しむことのできるまちづくり

【現状と課題】

子ども・若者が伝統文化や芸術に触れることは、感性や想像力を豊かにする重要な機会となります。日常生活では体験できない感動や刺激が子ども・若者の成長を促し、地域文化への愛着と理解を深めることで、地域社会への参画を促進しています。豊島区には長崎獅子舞等、多彩な地域文化が古くから育まれてきました。また、その地域で長く続いている祭りやイベントもあります。令和 5 年度に実施したアンケート結果によると、「あなたは、豊島区郷土資料館など文化施設を使ったことがありますか」という設問に対して、「利用したことがある」と回答した子ども・若者は 10.4%でした。また、「あなたは、地域の活動・イベント・ボランティア等に参加したことがありますか」という設問に対して、子ども・若者の 45.2%が「参加したことがない」と回答しました。地域の文化や芸術に触れる機会を増やす取組が必要とされています。

【方向性】

豊島区がこれまでに培ってきた文化芸術に関わる取組を活用し、地域で生活する子ども・若者が、日頃から文化芸術を身近に感じて楽しめる環境を引き続き整えていきます。また、企業等と連携・協働することで、これまでアプローチが難しかった対象へのイベントや親子向けイベントの企画も行います。さらに、このような文化芸術活動の魅力を子ども・若者に伝えるために普及啓発と情報発信等の活動を展開していきます。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和 11 年度)
文化芸術に触れる機会が「どちらかというとき多くなった」と感じている区民の割合	令和 5 年度	18 歳以上の区民 34.6%	↗

根拠:協働のまちづくりに関する区民意識調査

【具体的な取組】

①文化・芸術に親しむ環境づくり

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
224 トキワ荘マンガミュージアムの運営		豊島区ゆかりのトキワ荘等のマンガ文化に触れる機会を増やすとともに、関連情報の発信によりまちの魅力を高め、マンガ・アニメを核とする地域文化の継承・発展を目指します。	トキワ荘のあった南長崎地域に「トキワ荘マンガミュージアム」を運営し、マンガ・アニメ文化の発信やマンガによるまちづくりを地域と一体となって進めます。	
		目標	現状値(令和 5 年度)	目標値(令和 11 年度)
担当課	文化観光課	トキワ荘マンガミュージアム及び関連施設年間来館者数	123,447 人	280,000 人

計画事業			
事業名	事業内容		担当課
225 新規 文化・観光情報発信	豊島区の文化と観光などの情報を集約して発信することで、区内外に豊島区の魅力を PR するため、「文化」「観光」「交流都市」の情報を Web サイトで公開します。		文化観光課
226 トキワ荘通りお休み処の運営	トキワ荘のあったまちの散策拠点である「トキワ荘通りお休み処」を運営します。トキワ荘の部屋の再現等のほか、休憩スペースも設け、トキワ荘マンガミュージアムと連携してまちの魅力を発信します。		文化観光課
227 芸術文化劇場の運営と文化芸術発信事業	芸術文化劇場(東京建物 Brillia HALL)の管理運営を行い、魅力的な公演を上演することで、区民に良質な芸術文化を鑑賞する機会を提供するとともに、芸術文化により地域のにぎわいを創出します。		文化デザイン課
228 あうるすぽっとの運営と文化の発信事業	舞台芸術交流センター(あうるすぽっと)において、舞台芸術公演、各種講座・ワークショップ等の事業を実施し、芸術文化を通して多様な人々が集い交流する機会を提供します。		文化デザイン課
229 池袋西口公園野外劇場管理運営事業	本格的な舞台、ダンス、クラシックなどの音楽会等ができる野外劇場として池袋西口公園野外劇場(GLOBAL RING THEATRE)を整備・運営し、良質な文化の発信やまちの賑わいの創出を図ります。		文化デザイン課
230 池袋モンパルナス回遊美術館事業	「街のどこもが美術館」をコンセプトに、かつて「池袋モンパルナス」と呼ばれた池袋西口、長崎、千早地域だけでなく、豊島区全域に拡大し、美術作家から小学生等までの多彩な作品を展示します。		文化デザイン課
231 熊谷守一美術館の管理・運営	画家熊谷守一の作品を展示する区立美術館を運営し、区民等が芸術に触れる機会を提供します。		文化デザイン課
232 障害者文化活動推進事業	文化芸術活動を通じた障害者の社会参加促進と、区民の障害者美術に対する理解を深めるため、豊島区障害者美術展「ときめき想造展」、庁舎まるごとミュージアム、障害者アート教室などを開催します。また、民間事業者と連携し、まちかど回遊美術館、Echika 池袋ギャラリーなどの展示に参加します。		障害福祉課

第4章 第三期子ども・子育て支援事業計画

1. 第三期子ども・子育て支援事業計画について

子ども・子育て支援事業計画は、平成27年度より子ども・子育て支援法により義務づけられた、5年間の計画期間における幼児期の教育・保育、地域の子育て支援についての「量の見込み」、「提供体制の確保の内容及びその実施時期」等を示した計画です。

現行の「子ども・子育て支援事業計画(第2期)」が令和6年度で計画期間を終えるため、新たな計画を策定する必要があります。豊島区では、令和5年11月に実施した子育て世帯に対するニーズ調査結果を踏まえ、「豊島区子ども・子育て会議」において議論を行い、第三期の計画を策定しました。

第三期の計画期間は、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)です。計画の策定に当たっては、令和5年11月に子育て世帯に対するアンケート調査を実施しました。その結果をもとに、5年の計画期間における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを設定し、区の現状や将来的な事業提供の見込み等を踏まえた上で、具体的な教育・保育の提供方針としての「確保の内容」を定めています。

すべての子育て家庭に対して、身近な地域で、質の高い教育・保育、子育て支援サービスを提供できるよう、①乳幼児期の教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質の向上、③地域の子ども・子育て支援の充実をめざし、各事業の見込み量や確保方策を定めることで、子ども自身の成長を等しく保障するとともに、保護者への支援を推進します。

2. 教育・保育施設の状況

(1)教育・保育施設の状況

区内には、令和6年4月現在、区立・私立合わせて18園の幼稚園があります。保育施設は、区立・私立合わせて93園の認可保育所のほか、区の認可事業である小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型事業があります。また、認可外保育施設として、認証保育所や臨時保育所があります。

認定こども園は、私立の幼稚園型が1園となっています。

【幼稚園】 (令和6年4月現在)

施設区分	施設数	定員
私立幼稚園	15	1,824
区立幼稚園	3	180
計	18	2,004

【認定こども園】

施設区分	施設数	定員	
		教育利用	保育利用
幼稚園型	1	60	10

【認可保育所】

施設区分	施設数	定員
公設公営	16	1,652
公設民営	2	215
私立	75	4,843
計	93	6,710

【地域型保育事業】

施設区分	施設数	定員
小規模保育事業	16	204
家庭的保育事業	2	10
居宅訪問型保育事業	4	-
計	22	214

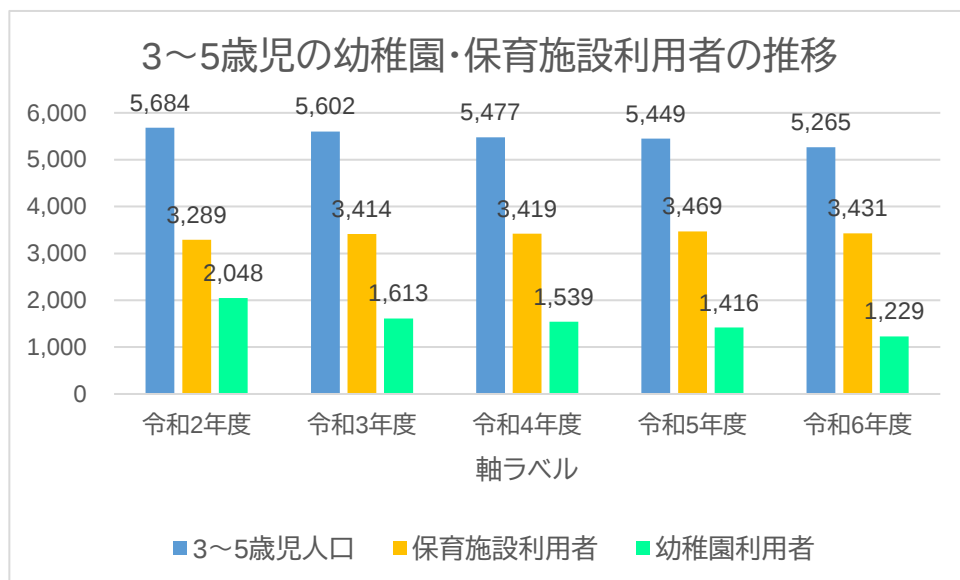
*事業者数

【認可外保育事業】

施設区分	施設数	定員
認証保育所	5	141
臨時保育所	1	21
計	6	162

(2) 幼稚園及び保育園の利用状況の推移

過去 5 年間の区内在住の未就学児童(0～5 歳児)の人口は、全年齢で減少傾向にあります。また、幼稚園利用者は減少傾向にあり、保育施設利用者については、人数は横ばいです。



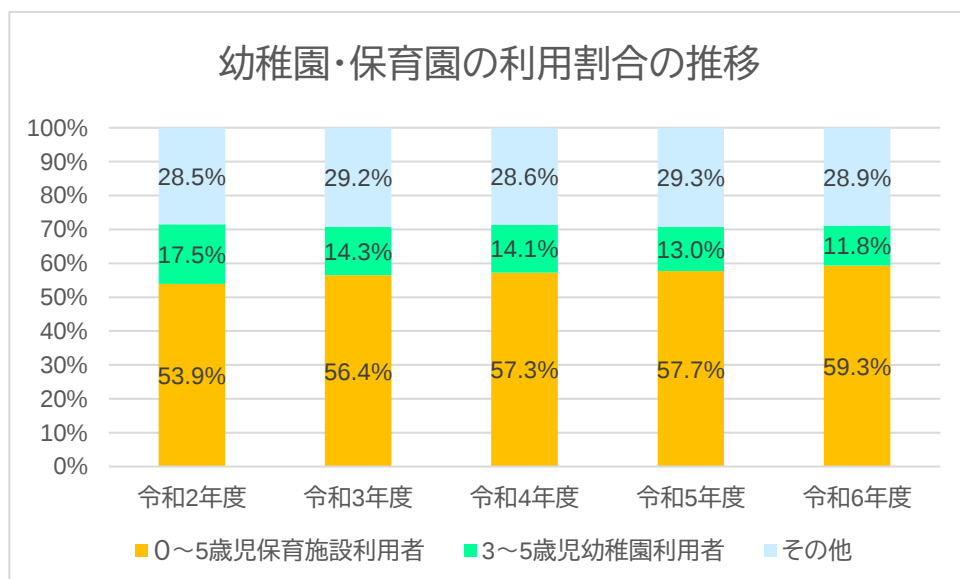
*人口は各年 4 月 1 日住民基本台帳による。

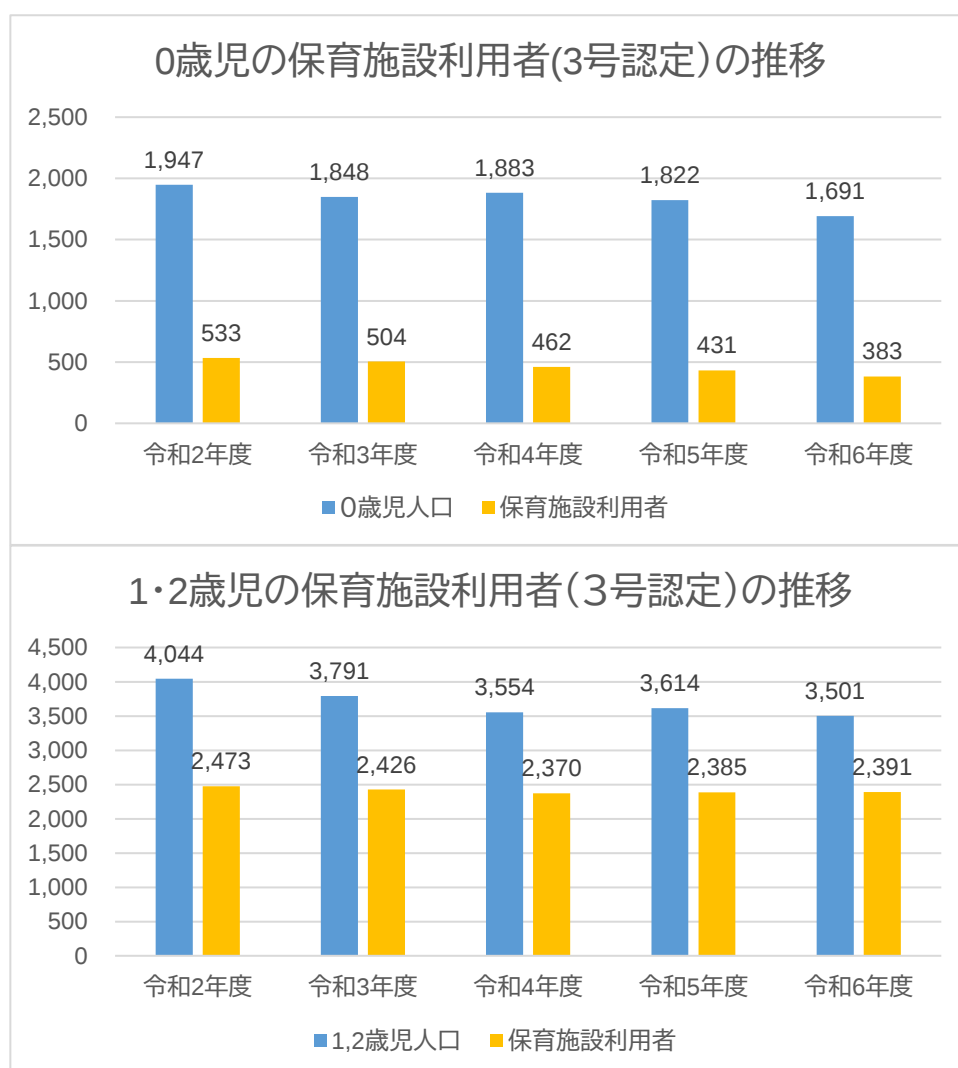
保育施設利用者は各年 4 月 1 日、認定こども園2号認定を含む、区外施設利用者を含む。

幼稚園利用者は各年 5 月 1 日、認定こども園 1 号認定を含む、区外施設利用者を含む。

幼稚園・保育園の利用割合推移は以下の通りです。令和 2 年度と令和 6 年度を比較すると、幼稚園利用者の割合が 5.7 ポイント減少、保育施設利用者の割合が 5.4 ポイント増加しています。保育施設利用者の割合は、0 歳児は減少傾向にありますが、ほかの年齢では増加傾向にあります。

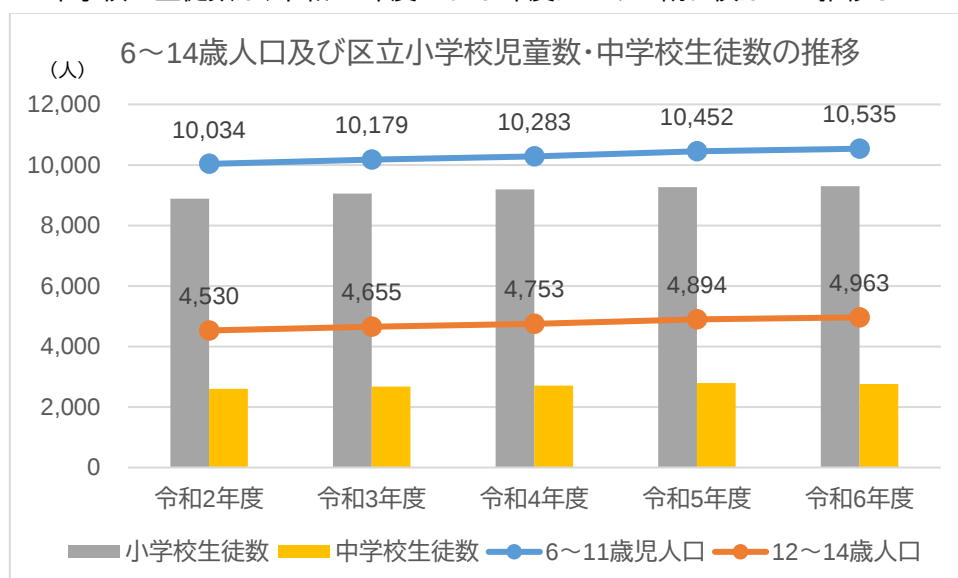
待機児童は、令和2年度以降、継続して0人を達成しています。





(3)区立小中学校の児童・生徒数の推移

区における 6 歳から 11 歳人口は増加傾向にあり、小学校児童数も増加しています。12～14 歳人口も増加傾向ですが、区立中学校の生徒数は、令和 2 年度から 6 年度にかけて概ね横ばいで推移しています。

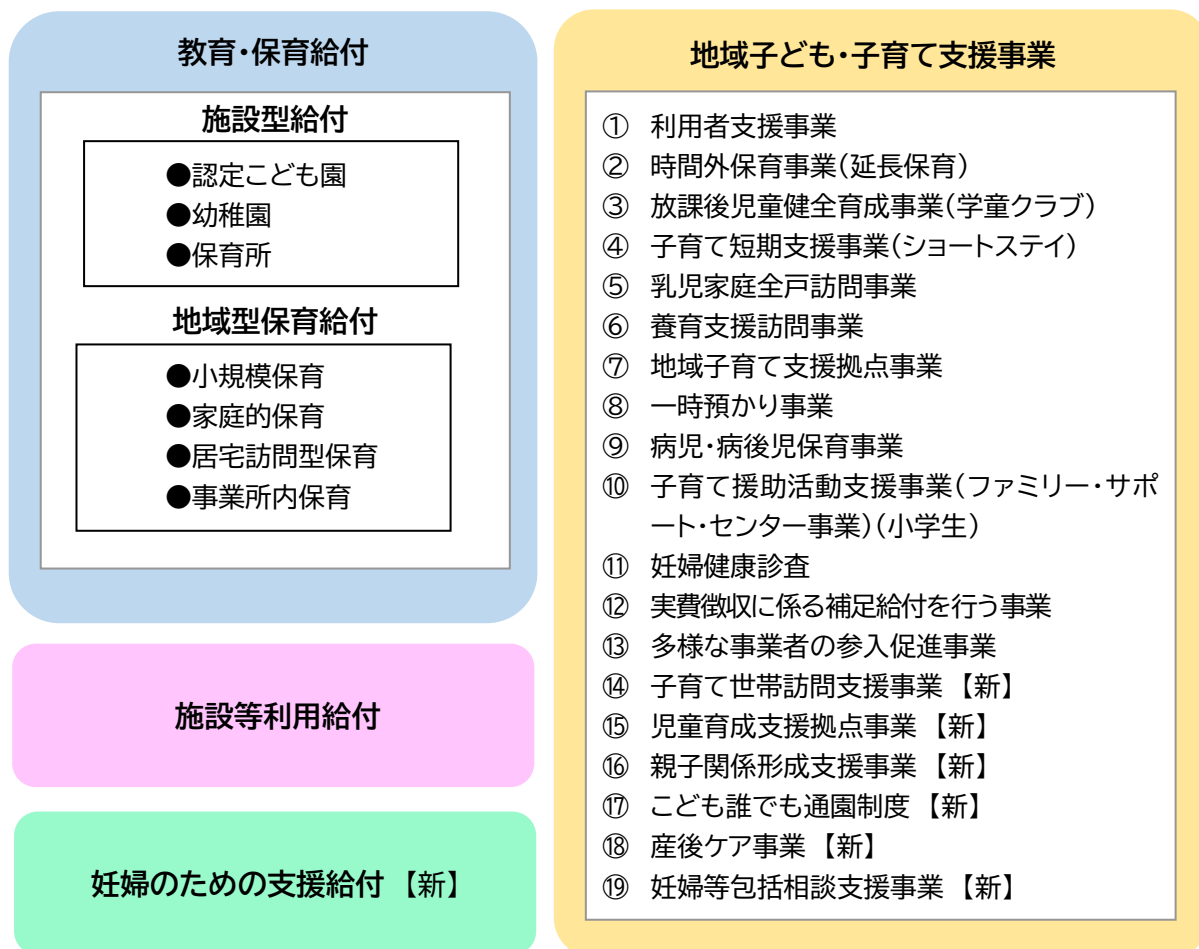


*人口は各年 4 月 1 日住民基本台帳による、児童・生徒数は各年 5 月 1 日

3. 子ども・子育て支援事業計画の体系

子ども・子育て支援制度に基づく給付・事業

計画事業は、大きく以下の4つに分かれます。



◇教育・保育給付

【施設型給付】

都道府県が認可する教育・保育施設(認定こども園、新制度移行幼稚園、保育所)が対象となり、以下の給付が基本になります。

- ・満3歳以上の子どもに対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- ・満3歳未満の子どもの保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

【地域型保育給付】

区が認可する地域型保育事業への給付、主に満3歳未満の乳児・幼児が対象です。

- ・小規模保育:小規模な環境(定員6人～19人)で保育を実施する事業
- ・家庭的保育:家庭的な雰囲気のもと、少人数(定員5人以下)で保育を実施する事業
- ・居宅訪問型保育:保育を必要とする乳児・幼児の居宅において保育を実施する事業

- ・事業所内保育:事業所内の施設などで、従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもに保育を実施する事業

【保育の必要性の認定区分】

教育・保育給付については、保護者の申請を受けた市区町村が子どもの年齢や保育の必要性の状況を鑑みて、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなっています。

区分			利用施設
1号認定	3～5歳	幼稚園等での教育を希望	認定こども園、幼稚園
2号認定		保育の必要性があり、保育所等	認定こども園、保育所、(幼稚園*)
3号認定	0～2歳	での保育を希望	認定こども園、保育所、地域型保育事業

*預かり保育等と併せて利用

◇施設等利用給付

幼児教育・保育の無償化の開始に伴い創設された給付制度です。下記の対象施設等を利用した場合に、かった利用料について一定の給付があります。幼稚園等の預かり保育料並びに認可外保育施設等の利用料の給付を受けるためには、保育の必要性の認定(施設等利用給付認定第2号・第3号)が必要です。

<給付の対象>

幼稚園(新制度未移行園)の保育料、幼稚園等(新制度移行園及び未移行園)の預かり保育料、認可外保育施設等(一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業)の利用料

※対象施設は、区市町村から「施設等利用給付の対象施設である確認」を受けた施設等です。

◇妊婦のための支援給付

妊娠届出をした妊婦に5万円を支給し、出産後に子ども1人につき5万円を支給します。⑯妊婦等包括相談支援事業と効果的に組み合わせることで、総合的な支援を行います。

◇地域子ども・子育て支援事業

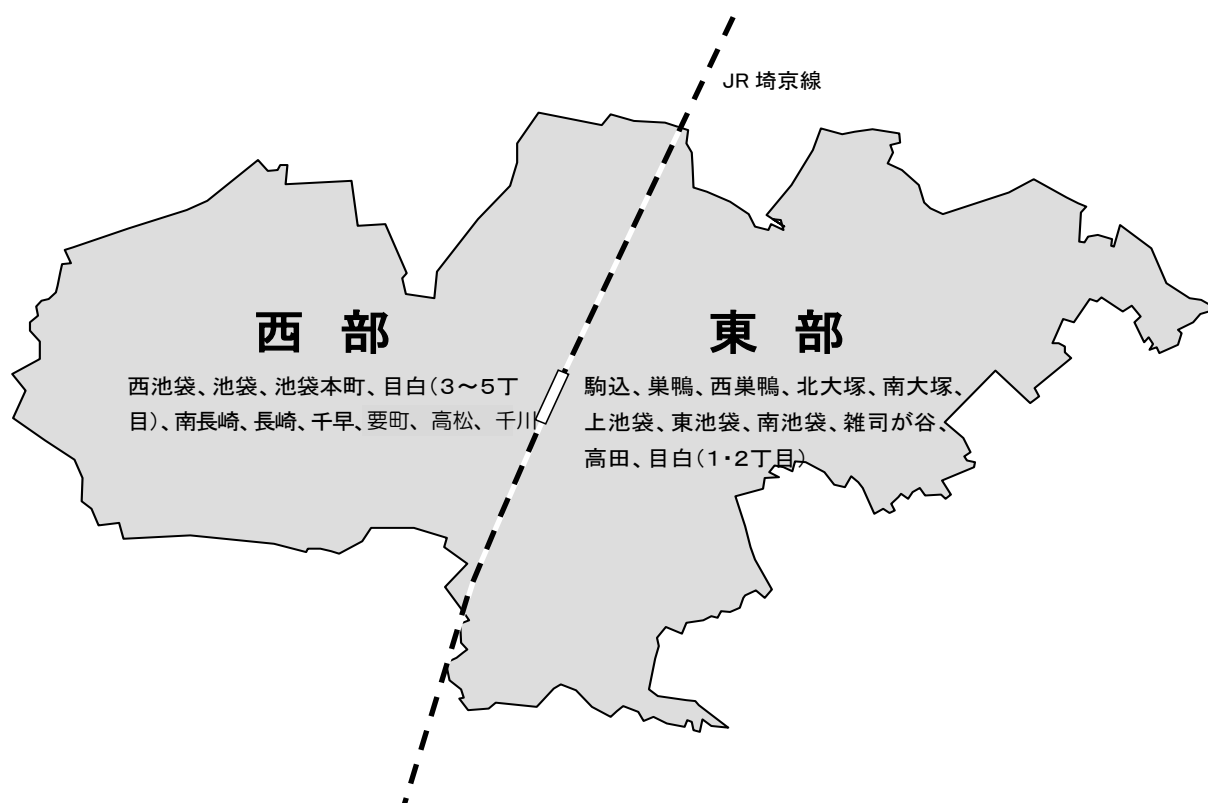
すべての子育て家庭を支援する事業です。保育の必要性にかかわらず、ご家庭で子育てしている保護者も利用できます。

4. 教育・保育の提供区域の設定

○「量の見込み」と「確保の内容」を設定する単位として、各自治体において「教育・保育の提供区域(以下「提供区域」)」を定めることとしています。提供区域の設定に際しては、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、その他の条件を総合的に勘案することとされています。

○豊島区においては、児童人口の推計や区内の施設整備状況等を総合的に勘案し、教育・保育、時間外保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業及び病児・病後児保育事業、こども誰でも通園制度については JR 埼京線により東西に二分される区域を、その他の地域子ども・子育て支援事業については区全域を一つの提供区域として設定することとします。

○この提供区域により、各施設や事業等の利用を制限するものではありません。

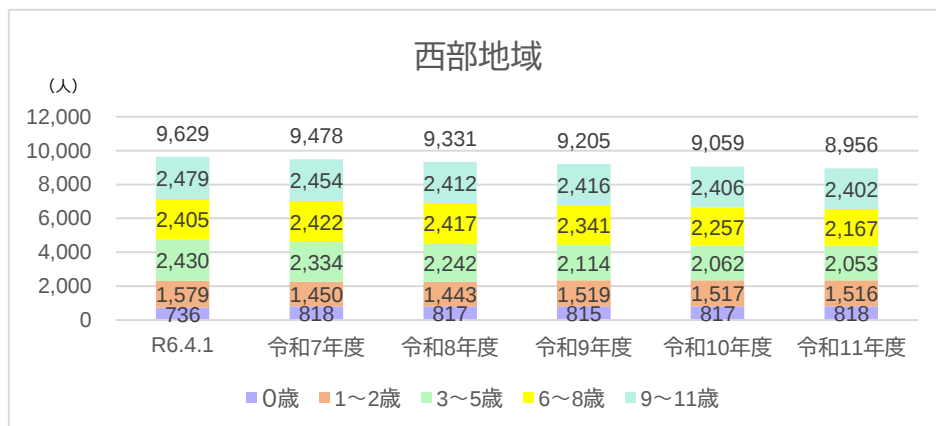
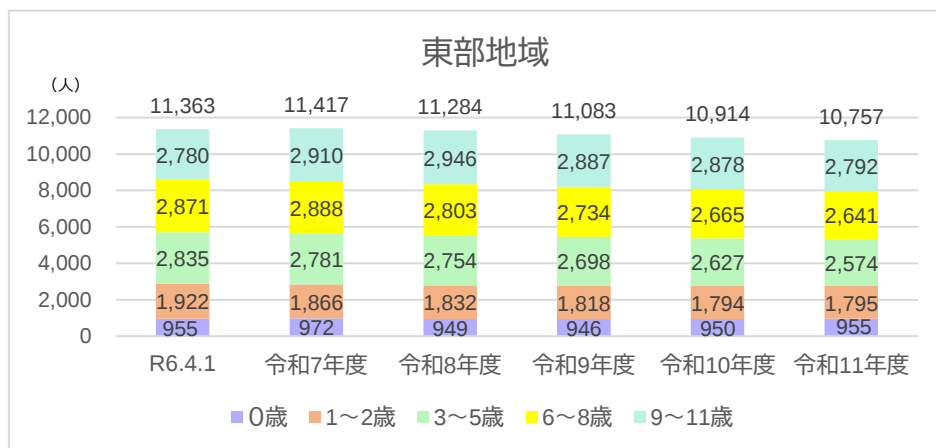
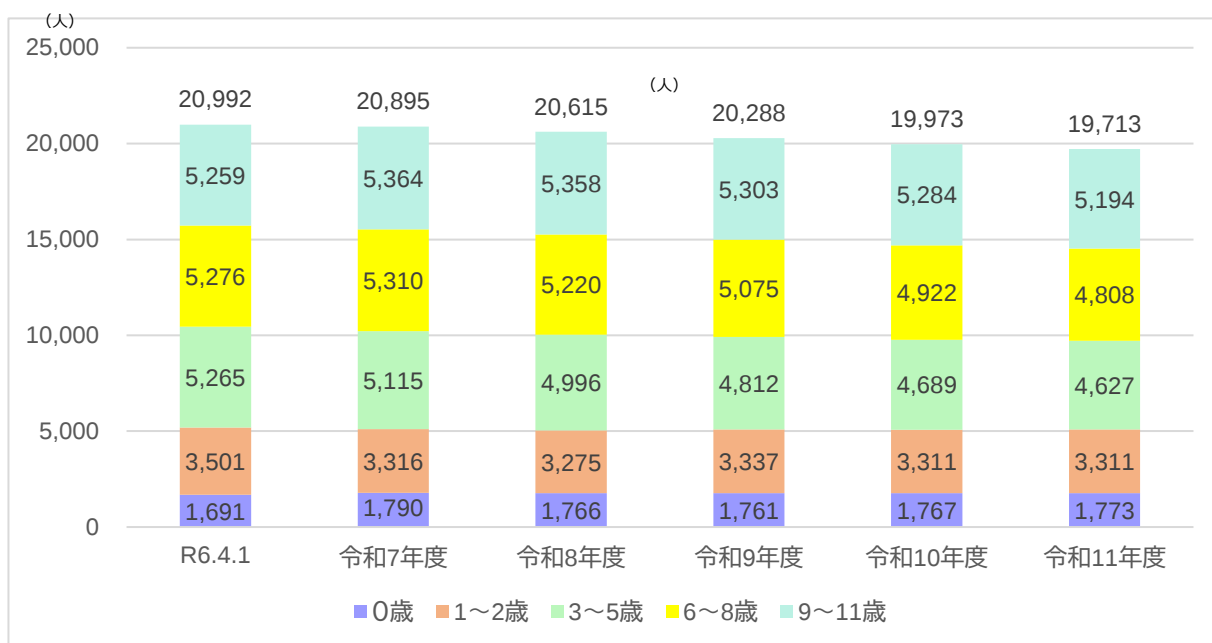


5. 児童人口の推移見込み

【児童人口の推移見込み計算方法】

令和6年4月1日の住民基本台帳(外国人を除く)を基準として、コーホート要因法により推計しました。

外国人については、日本人の推計がされたのち、外国人比率(東部・西部・男女別年齢別)により推計しました。



6. 量の見込みと提供体制の確保方策

(1)教育・保育

計画期間における幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策は、保育の必要性の認定区分(1～3号)ごとに定めます。

【量の見込みの算出方法】

量の見込みの算出に当たっては、国の示す「量の見込み」算出のための手引きに基づき、子育て支援ニーズ調査結果及び児童人口の推移見込みから算出しました。なお、0歳児の見込みについては、利用実績等を踏まえ補正を行いました。

【計画期間の確保方策】

幼稚園、認定こども園については、地域ごとの偏在や需給の不均衡が発生した場合など状況に応じて解決策を検討します。

保育所については、0～5歳人口や保育需要等の動向を毎年度確認し、状況に応じた対策を実施します。また、大規模マンションの竣工やまちづくりの進展による局地的な保育需要の増加へ対応します。

①満3歳以上で幼稚園及び認定こども園を利用(1号認定)

(2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強い方を含む)

単位: 人

		令和6年度実績		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		1号	2号教育希望	1号	2号教育希望	1号	2号教育希望	1号	2号教育希望	1号	2号教育希望	1号	2号教育希望
区全域	①需要量の見込み	1,574	308	1,325	292	1,294	285	1,247	274	1,214	268	1,199	264
	②確保方策												
	特定教育・保育施設	315		315		315		315		315		315	
	確認を受けない幼稚園	1,293		1,293		1,293		1,293		1,293		1,293	
	幼稚園及び長時間・通年の預かり保育(再掲)	-	453	-	453	-	453	-	453	-	453	-	453
	他区市町村の幼稚園・認定こども園	329		329		329		329		329		329	
	計	1,937		1,937		1,937		1,937		1,937		1,937	
	過不足②- ①	55		320		358		416		455		474	

提供区域別の状況

		令和6年度実績		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		1号	2号教育希望	1号	2号教育希望	1号	2号教育希望	1号	2号教育希望	1号	2号教育希望	1号	2号教育希望
東部地域	①需要量の見込み	819	161	720	159	713	157	699	154	680	150	667	147
	②確保方策												
	特定教育・保育施設	60		60		60		60		60		60	
	確認を受けない幼稚園	649		649		649		649		649		649	
	幼稚園及び長時間・通年の預かり保育(再掲)	-	249	-	249	-	249	-	249	-	249	-	249
	他区市町村の幼稚園・認定こども園	187		187		187		187		187		187	
	計	896		896		896		896		896		896	
	過不足②- ①	-84		17		26		43		66		82	

		令和6年度実績		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		1号	2号教育希望	1号	2号教育希望	1号	2号教育希望	1号	2号教育希望	1号	2号教育希望	1号	2号教育希望
西部地域	①需要量の見込み	755	147	605	133	581	128	548	120	534	118	532	117
	②確保方策												
	特定教育・保育施設	255		255		255		255		255		255	
	確認を受けない幼稚園	644		644		644		644		644		644	
	幼稚園及び長時間・通年の預かり保育(再掲)	-	204	-	204	-	204	-	204	-	204	-	204
	他区市町村の幼稚園・認定こども園	142		142		142		142		142		142	
	計	1,041		1,041		1,041		1,041		1,041		1,041	
	過不足②- ①	139		303		332		373		389		392	

②満3歳以上で保育所及び認定こども園を利用(2号認定)

単位: 人

			令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 全 域	①需要量の見込み		3,433	3,706	3,619	3,488	3,397	3,352
	② 確 保 方 策	特定教育・保育施設	3,717	3,735	3,735	3,807	3,807	3,807
		企業主導型保育施設	26	26	26	26	26	26
		認可外保育施設	44	39	39	39	39	39
		計	3,787	3,800	3,800	3,872	3,872	3,872
	過不足② - ①		354	94	181	384	475	520
③整備計画			認可保育所 定員変更 東部1施設 (18人)		認可保育所 新設 東部2施設 (72人)			

提供区域別の状況

			令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
東 部 地 域	①需要量の見込み		1,787	2,014	1,995	1,955	1,904	1,865
	② 確 保 方 策	特定教育・保育施設	2,014	2,032	2,032	2,104	2,104	2104
		企業主導型保育施設	11	11	11	11	11	11
		認可外保育施設	4	4	4	4	4	4
		計	2,029	2,047	2,047	2,119	2,119	2,119
	過不足② - ①		242	33	52	164	215	254

		令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
西部地域	①需要量の見込み		1,646	1,692	1,624	1,533	1,493	1,487
	②確保 方策	特定教育・保育施設	1,703	1,703	1,703	1,703	1,703	1703
		企業主導型保育施設	15	15	15	15	15	15
		認可外保育施設	40	35	35	35	35	35
		計	1,758	1,753	1,753	1,753	1,753	1,753
	過不足②－①		112	61	129	220	260	266

③満3歳未満で保育所、認定こども園及び地域型保育を利用(3号認定)

単位: 人

		令和6年度 実績		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳
区 全 域	①需要量の見込み	2,432	387	2,361	462	2,351	456	2,388	454	2,371	456	2,371	457
	②確保方策												
	特定教育・保育施設	2,372	631	2,362	631	2,338	625	2,386	625	2,386	625	2,386	625
	地域型保育事業	173	41	173	41	173	41	173	41	173	41	173	41
	企業主導型保育施設	119	40	119	40	119	40	119	40	119	40	119	40
	認可外保育施設	96	43	76	26	76	26	76	26	76	26	76	26
	計	2,760	755	2,730	738	2,706	732	2,754	732	2,754	732	2,754	732
	過不足② - ①	328	368	369	276	355	276	366	278	383	276	383	275
③整備計画				認可保育所 定員変更 東部1施設 (10人)				認可保育所 新設 東部2施設(48人)					

提供区域別の状況

		令和6年度 実績		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳
東 部 地 域	①需要量の見込み	1,326	228	1,331	251	1,311	245	1,300	244	1,285	245	1,285	246
	②確保方策												
	特定教育・保育施設	1,268	331	1,278	331	1,254	325	1,302	325	1,302	325	1,302	325
	地域型保育事業	91	22	91	22	91	22	91	22	91	22	91	22
	企業主導型保育施設	59	19	59	19	59	19	59	19	59	19	59	19
	認可外保育施設	50	17	48	17	48	17	48	17	48	17	48	17
	計	1,468	389	1,476	389	1,452	383	1,500	383	1,500	383	1,500	383
	過不足② - ①	142	161	145	138	141	138	200	139	215	138	215	137

		令和6年度 実績		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳
西 部 地 域	①需要量の見込み	1,106	159	1,030	211	1,040	211	1,088	210	1,086	211	1,086	211
	②確保方策												
	特定教育・保育施設	1,104	300	1,084	300	1,084	300	1,084	300	1,084	300	1,084	300
	地域型保育事業	82	19	82	19	82	19	82	19	82	19	82	19
	企業主導型保育施設	60	21	60	21	60	21	60	21	60	21	60	21
	認可外保育施設	46	26	28	9	28	9	28	9	28	9	28	9
	計	1,292	366	1,254	349	1,254	349	1,254	349	1,254	349	1,254	349
	過不足② - ①	186	207	224	138	214	138	166	139	168	138	168	138

(2)地域子ども・子育て支援事業

【量の見込みの算出方法】

量の見込みの算出に当たっては、国の示す「量の見込み」算出のための手引きに基づき、子育て支援ニーズ調査結果及び児童人口の推移見込みから算出しました。なお、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業、親子関係形成支援事業については、利用率等を踏まえ補正を行いました。

利用者支援事業、時間外保育事業、放課後対策事業、乳児家庭全戸訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業、病児病後児保育事業、妊婦健康診査については、ニーズ調査によらず国の指針を踏まえて算出しました。

①利用者支援事業

【事業概要】

子ども及びその保護者等、または妊娠している方が、保育・教育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

- ・特定型：保育課窓口で保育等に関する情報提供及び総合支援を実施
- ・こども家庭センター型：東西子ども家庭支援センター、健康推進課、長崎健康相談所、子育てインフォメーションで、必要に応じてサポートプランを作成、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない相談支援を実施

【量の見込みと確保方策】

施設それぞれが特徴を生かした相談支援を実施するとともに、相互に連携し、関係機関との連絡調整を図っています。令和6年度より「こども家庭センター型」体制を構築したことで、個々のニーズに応じた情報提供及び相談支援を実施しています。

単位：か所

		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 全 域	①需要量の見込み	4	6	6	6	6	6
	②確保方策	4	6	6	6	6	6
	基本型	1	0	0	0	0	0
	特定型	1	1	1	1	1	1
	母子保健型	2	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型	0	5	5	5	5	5

②時間外保育事業(延長保育)

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間について、保育所等において引き続き保育を実施します。

認可保育園全園、地域型保育事業 18 園中 14 園で実施しています。月極利用の他に 1 日単位(スポット)での利用も可能です。

【量の見込みと確保方策】

就労環境の多様化などにより需要量は横ばいでありながら依然として一定のニーズがあります。すべての認可保育所において延長保育を実施しており、必要とされる方がご利用の地域・施設で利用できるよう、引き続き、十分な受入れ枠を確保してまいります。

単位：人

		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 全 域	①需要量の見込み	416	407	407	407	407	407
	②確保方策	1,772	1,752	1,742	1,782	1,782	1,782
	過不足②－①	1,356	1,345	1,335	1,375	1,375	1,375

提供区域別の状況

		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
東 部 地 域	①需要量の見込み	207	202	202	202	202	202
	②確保方策	909	903	893	933	933	933
	過不足②－①	702	701	691	731	731	731

		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
西 部 地 域	①需要量の見込み	209	205	205	205	205	205
	②確保方策	863	849	849	849	849	849
	過不足②－①	654	644	644	644	644	644

③-1 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)

【事業概要】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後や長期休暇中に小学校施設の一部等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。

小学校施設等を活用して、全児童を対象とする育成事業「子どもスキップ」と一体的に、放課後児童健全育成事業(学童クラブ)を22か所(全小学校)で実施しています。

【量の見込みと確保方策】

共働き家庭等の増加に伴い、利用希望者の増加傾向が続いています。引き続き、児童の生活の場としての機能が十分に確保できるよう一人当たり概ね1.65㎡以上の面積を確保しつつ、子どもスキップや放課後子ども教室と連携し、児童の発達や成長に応じた利用ができるよう、安全かつ楽しい居場所づくりを推進していきます。

単位：人

			令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 全 域	① 見 込 み の 需 要 量	1年生	916	985	959	934	974	912
		2年生	934	852	939	903	880	916
		3年生	777	735	732	799	768	748
		4年生	225	153	150	147	162	155
		5年生	60	39	40	38	38	41
		6年生	9	14	14	14	14	14
		計	2,921	2,778	2,834	2,835	2,836	2,786
	②確保方策		2,921	3,409	3,409	3,409	3,409	3,409
過不足②－①		0	631	575	574	573	623	

提供区域別の状況

			令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
東 部 地 域	① 見 込 み の 需 要 量	1年生	549	558	547	535	566	515
		2年生	494	459	517	497	486	514
		3年生	419	415	395	437	419	410
		4年生	132	90	93	87	97	93
		5年生	32	20	21	21	20	22
		6年生	6	7	7	7	8	7
		計	1,632	1,549	1,580	1,584	1,596	1,561
	②確保方策		1,632	1,876	1,876	1,876	1,876	1,876
過不足②－①		0	327	296	292	280	315	

			令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
西部地域	① 見込み の 需要量	1年生	367	427	412	399	408	397
		2年生	440	393	422	406	394	402
		3年生	358	320	337	362	349	338
		4年生	93	63	57	60	65	62
		5年生	28	19	19	17	18	19
		6年生	3	7	7	7	6	7
		計	1,289	1,229	1,254	1,251	1,240	1,225
	②確保方策		1,289	1,533	1,533	1,533	1,533	1,533
	過不足②－①		0	304	279	282	293	308

③-2 子どもスキップ事業、放課後子ども教室

【事業概要】

すべての児童の放課後の居場所を確保するために、小学校の教室や校庭、体育館等を活用した小学生のための放課後対策として、子どもスキップ事業を実施しています。子どもスキップは、学童クラブ事業と一般利用事業を一体的に実施しており、放課後の子どもたちの安全安心な遊び場を提供しています。

また、子どもスキップが設置されている小学校に放課後子ども教室を設け、地域のコーディネーターと区の社会教育指導員が連携し、地域住民の参加と協力を得ながら、子ども達に学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の機会を提供しています。

【量の見込みと確保方策】

子どもスキップの一般利用は、子どもスキップや放課後子ども教室と連携し、児童の発達や成長に応じた利用ができるよう、安全かつ楽しい居場所づくりを推進していきます。計画期間における需要見込みについては、過去の利用実績の推移や児童数の推移を踏まえて算出しました。

放課後子ども教室は、子どもスキップ利用届出をしている児童は、どなたでも参加できます。児童の放課後時間の充実に向け、必要に応じて教室の内容を見直すとともに、実施回数を増やしていきます。

子どもスキップ事業

単位：人日

		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 全 域	①需要量の見込み(人)	131,244	161,930	164,562	164,302	164,925	164,492
	②確保方策(箇所)	22	22	22	22	22	22

放課後子ども教室事業

単位：人日

		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 全 域	①需要量の見込み(人日)	16,323	21,580	23,660	25,740	27,820	30,000
	②確保方策(箇所)	22	22	22	22	22	22

④子育て短期支援事業(ショートステイ)

【事業概要】

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で必要な養育を行います。

区では、児童養護施設や区内協力家庭において養育をしています。平成 30 年度から、要支援家庭対象のショートステイ事業を開始し、対象年齢も生後 43 日以上高校生までに拡大しました。

【量の見込みと確保方策】

過去の利用実績を踏まえて、見込み量を算出しました。

確保方策は、1 日当たりの利用定員計 10 名×365 日で 3,650 人日としています。引き続き、必要な方が安心して利用できるように、事業の周知と利便性の向上を図ってまいります。

単位：人日(年間延べ利用者数)

		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 全 域	①需要量の見込み	587	647	680	714	749	787
	②確保方策	4,015	3,650	3,650	3,650	3,650	3,650
	過不足②－①	3,428	3,003	2,970	2,936	2,901	2,863

⑤乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

【事業概要】

生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師・助産師が訪問し、子育て支援に関する情報提供等の育児支援および母子の健康の保持促進、家庭の孤立防止と健全な育児環境の確保を図ります。

【量の見込みと確保方策】

乳幼児全戸訪問の実績をもとに、需要量を見込んでいます。訪問指導員の人員と質を維持し、要支援家庭の早期発見を図るとともに、必要な支援に繋がっていきます。

単位：人

			令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 全 域	①需要量の見込み		1,847	1,850	1,850	1,850	1,850	1,850
	② 確 保 方 策	委託助産師	18	18	18	18	18	18
		地区担当 保健師	17	17	17	17	17	17

⑥養育支援訪問事業および子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する相談・指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

- ・子育て訪問相談事業：就学前のお子さんを持つ家庭に子育て相談員が訪問し、相談に応じます。
- ・要保護児童対策地域協議会：虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護のため、豊島区要保護児童対策地域協議会を設置しています。子ども家庭支援センターに児童虐待対策コーディネーターを配置し、関係機関との連携や情報共有を図るとともに、個別ケース検討会議等を開催し、具体的な支援を実施しています。

【量の見込みと確保方策】

(1)子育て訪問相談事業

子育て訪問相談事業の利用者は増加傾向にあり、令和元年度から 5 年度の訪問件数を比較すると約 1.5 倍増加しています。今後の実績によって体制強化の必要があるか注視していきます。

単位：人

		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 全 域	①需要量の見込み	4,091	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100
	②確保方策	実施体制：10人(東部6人、西部4人) 実施機関：子ども家庭支援センター					

- ・育児支援ヘルパー事業：民間事業者へ委託し、事業を実施しています。ここ数年は一般枠と要支援家庭枠とがそれぞれ増減を繰り返している状況です。児童相談所からの地域での見守りの要素も踏まえ、今後の増加によって、体制強化を図っていきます。

単位：人

		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 全 域	①需要量の見込み	3,536	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800
	②確保方策	実施機関：子ども家庭支援センター 委託団体等：民間事業者7社					

(2)子どもを守る地域ネットワーク事業

児童虐待に対する地域や関係機関の危機感の高まりにより、相談・通告件数が増加傾向にあります。引き続き、子ども家庭支援センターが要保護児童対策地域協議会の中核機関として、要保護児童等に対する支援のためのネットワークの運営にあたり、適切な支援に繋げていきます。

		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 全 域	実施体制	代表者会議…年2回 実務者会議…年2回 三機関連携会議…年12回 ネットワーク会議…年12回 個別ケース会議…随時 職員向け虐待防止勉強会(スキップ、保育園、区民ひろば・ファミリーサポート援助会員向け出張講座・民児協など)…43か所 児童相談所OBによる研修…年15回 (令和5年度実績)					

⑦地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

子育て支援センター、区民ひろば(子育てひろば)、認可保育所等で、親子で遊べる場、育児仲間を作る場を提供するとともに、子育て相談や子育てに関する講座なども実施しています。

【量の見込みと確保方策】

ニーズ調査の結果を踏まえ、需要量の見込みを算出しています。乳幼児親子が利用しやすい身近な場所で展開することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安を解消し、子どもの健やかな育ちを支援していきます。

単位:人日(年間延べ利用者数)

		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 全 域	①需要量の見込み	184,978	188,265	190,159	192,074	194,010	195,967
	②確保方策	42か所	42か所	42か所	42か所	42か所	42か所
	内 訳	子ども家庭支援センター	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
		区民ひろば(子育てひろば)	22か所	22か所	22か所	22か所	22か所
		区立保育園	16か所	16か所	16か所	16か所	16か所
		私立保育所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		児童館	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

提供区域別の状況

		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
東 部 地 域	①需要量の見込み	95,075	96,792	97,753	98,723	99,703	100,692
	②確保方策	20か所	20か所	20か所	20か所	20か所	20か所
	内 訳	子ども家庭支援センター	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		区民ひろば(子育てひろば)	12か所	12か所	12か所	12か所	12か所
		区立保育園	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所
		私立保育所	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
		児童館	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
西 部 地 域	①需要量の見込み	89,903	91,473	92,407	93,351	94,307	95,275
	②確保方策	22か所	22か所	22か所	22か所	22か所	22か所
	内 訳	子ども家庭支援センター	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		区民ひろば(子育てひろば)	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所
		区立保育園	9か所	9か所	9か所	9か所	9か所
		私立保育所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		児童館	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

⑧一時預かり事業

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、子ども家庭支援センター、その他の場所において一時的な預かりを行います。

A 幼稚園型

区内の幼稚園において、在籍児を対象に通常の教育時間後に幼稚園内で一時的に預かり保育を実施します。また、一部の幼稚園では、夏休みなどの長期休業中の預かり保育も実施しています。

【量の見込みと確保方策】

区立・私立ともに利用希望者をすべて受け入れており、需要量に応じた受け入れ枠を確保しています。今後も必要とされる方が安心して事業を利用できるよう、十分な受け入れ枠を確保してまいります。

単位：人日（年間延べ利用者数）

			令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 全 域	見込み ① 需要	1号認定	42,228	42,228	42,228	42,228	42,228	42,228
		2号認定	2,420	2,420	2,420	2,420	2,420	2,420
	② 確保 方策	区立幼稚園	16,290	17,430	17,205	17,610	17,340	17,550
		私立幼稚園	101,700	101,700	101,700	101,700	101,700	101,700
		計	117,990	119,130	118,905	119,310	119,040	119,250
	過不足②－①		115,570	74,482	74,257	74,662	74,392	74,602

提供区域別の状況

			令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
東 部 地 域	見込み ① 需要	1号認定	19,124	19,124	19,124	19,124	19,124	19,124
		2号認定	242	242	242	242	242	242
	② 確保 方策	区立幼稚園	5,480	5,810	5,735	5,870	5,780	5,850
		私立幼稚園	61,000	61,000	61,000	61,000	61,000	61,000
		計	66,480	66,810	66,735	66,870	66,780	66,850
	過不足②－①		47,114	47,444	47,369	47,504	47,414	47,484

			令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
西 部 地 域	見込み ① 需要	1号認定	23,104	23,104	23,104	23,104	23,104	23,104
		2号認定	2,178	2,178	2,178	2,178	2,178	2,178
	② 確保 方策	区立幼稚園	10,810	11,620	11,470	11,740	11,560	11,700
		私立幼稚園	40,700	40,700	40,700	40,700	40,700	40,700
		計	51,510	52,320	52,170	52,440	52,260	52,400
	過不足②－①		26,228	27,038	26,888	27,158	26,978	27,118

B 一時預かり事業(幼稚園型を除く)、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

【事業概要】

家庭で育児をしているかたが、通院、PTA、仕事、リフレッシュなどで子どもを預けたい時に、保育所や子ども家庭支援センターで一時保育を実施しています。また、ファミリー・サポート・センター事業も実施しています。

【量の見込みと確保方策】

近年の就労環境の多様化など、ライフスタイルの変化により需要量は増加しています。確保方策は、各施設の延べ定員数、ファミリー・サポート・センター事業は、援助会員数の実績を元に算出しています。家庭で育児をされている方が安心して子育てができるよう、引き続き、環境整備を図ってまいります。

単位：人日(年間延べ利用者数)

			令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 全 域	① 見 需 要 量 の	保育園	4,013	5,017	5,519	6,021	6,523	7,025
		子ども家庭支援センター	4,541	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600
		ファミリー・サポート・センター	4,831	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800
		計	13,385	14,417	14,919	15,421	15,923	16,425
	② 確 保 方 策	保育園	11,907	12,636	12,636	12,636	12,636	12,636
		子ども家庭支援センター	6,804	6,804	6,804	6,804	6,804	6,804
		ファミリー・サポート・センター	9,820	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900
		計	28,531	24,340	24,340	24,340	24,340	24,340
	過不足②－①		15,146	9,923	9,421	8,919	8,417	7,915

提供区域別の状況

			令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
東 部 地 域	① 見 込 み の 需 要 量	保育園	2,182	2,702	2,962	3,222	3,482	3,742
		子ども家庭支援センター	2,597	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
		ファミリー・サポート・センター	3,103	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
		計	7,882	8,302	8,562	8,822	9,082	9,342
	② 確 保 方 策	保育園	7,533	8,262	8,262	8,262	8,262	8,262
		子ども家庭支援センター	3,645	3,645	3,645	3,645	3,645	3,645
		ファミリー・サポート・センター	5,922	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
		計	17,100	14,907	14,907	14,907	14,907	14,907
	過不足②－①		9,218	6,605	6,345	6,085	5,825	5,565

			令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
西 部 地 域	① 見 込 み の 需 要 量	保育園	1,831	2,315	2,557	2,799	3,041	3,283
		子ども家庭支援センター	1,944	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
		ファミリー・サポート・センター	1,728	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
		計	5,503	6,115	6,357	6,599	6,841	7,083
	② 確 保 方 策	保育園	4,374	4,374	4,374	4,374	4,374	4,374
		子ども家庭支援センター	3,159	3,159	3,159	3,159	3,159	3,159
		ファミリー・サポート・センター	3,898	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
		計	11,431	9,433	9,433	9,433	9,433	9,433
	過不足②－①		5,928	3,318	3,076	2,834	2,592	2,350

＊このほか、平成30年度より、要支援家庭を対象とした夜間までの一時預かり事業「トワイライトステイ事業」を実施しています。

トワイライトステイ事業		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 全 域	①需要量の見込み	192	200	200	200	200	200
	②確保方策	1,460	1,460	1,460	1,460	1,460	1,460

⑨病児・病後児保育事業

【事業概要】

保育を必要とする病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース、その他の場所において、看護師等が一時的に保育を行います。

区では、保育所併設型3か所、診療所併設型2か所に加え、訪問型病児保育として、ご自宅での病児保育サービスを利用された方へ利用料助成を実施しています。

【量の見込みと確保方策】

平成28年度より開始した訪問型利用助成が浸透したこともあり、利用される方が増加傾向にあります。施設型の確保方策は実施施設の定員数から、訪問型の確保方策は、これまでの実績を元に算出しています。今後も事業の周知を図り、子育てと就労の両立を支援していきます。

単位：人日(年間延べ利用者数)

			令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 全 域	①需要量の見込み		1,060	1,604	1,876	2,148	2,420	2,692
	② 確 保 方 策	施設型	2,812	2,812	2,812	2,812	2,812	2,812
		訪問型	379	379	379	379	379	379
		計	3,191	3,191	3,191	3,191	3,191	3,191
	過不足②－①		2,131	1,587	1,315	1,043	771	499

提供区域別の状況

		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
東 部 地 域	①需要量の見込み		509	771	902	1,033	1,164	1,295
	② 確 保 方 策	施設型	1,354	1,354	1,354	1,354	1,354	1,354
		訪問型	190	190	190	190	190	190
		計	1,544	1,544	1,544	1,544	1,544	1,544
	過不足②－①		1,035	773	642	511	380	249

			令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
西部 地域	①需要量の見込み		551	833	974	1,115	1,256	1,397
	② 確 保 方 策	施設型	1,458	1,458	1,458	1,458	1,458	1,458
		訪問型	189	189	189	189	189	189
		計	1,647	1,647	1,647	1,647	1,647	1,647
	過不足②－①		1,096	814	673	532	391	250

⑩子育て援助活動支援事業(小学生のファミリー・サポート・センター事業)

【事業概要】

小学生の児童を有する保護者で、児童の預かり等の援助が必要な方(利用会員)と、援助を行うことができる方(援助会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。

【量の見込みと確保方策】

ニーズ調査結果から見込み量が算出できなかったため、実績から見込み量を算出しました。引き続き、利用者のニーズに沿った相互援助活動を支援していきます。

単位:人日(年間延べ利用者数)

			令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 全 域	① 見 込 み 量 の	低学年	995	950	950	950	950	950
		高学年	46	50	50	50	50	50
		計	1,041	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	②確保方策		2,119	1,020	1,020	1,020	1,020	1,020
	過不足②－①		1,078	20	20	20	20	20

⑪妊婦健康診査

【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中、適時必要な医学的検査を実施する事業です。

妊婦に必要な健康診査を都内の医療機関・助産所に委託し、妊娠届提出の際に妊婦健康診査(14回分)・妊婦超音波検査(4回分)・妊婦子宮頸がん検診の受診票を交付しています。また、里帰り等により受診票が利用できない医療機関で受診された場合は、妊婦健康診査費用を助成しています。

【量の見込みと確保方策】

翌年度の0歳児推計人口より妊婦健診対象者数を算出し、見込み量としました。引き続き妊婦が定期的に必要な健診を受けることができるよう、医療機関等へ委託実施していきます。

単位:上段/人、下段/件

		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 全 域	①需要量の見込み	2,211人	2,208人	2,202人	2,209人	2,217人	2,215人
		24,590件	25,392件	25,323件	25,404件	25,496件	25,473件
	②確保方策		都内医療機関等への実施委託を特別区・市町村と東京都医師会・助産師会との集合契約により確保します。				

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の一部を助成する事業です。

【量の見込みと確保方策】

給付対象者への必要な支援を行いすべての子どもの健やかな成長を支援していきます。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

(1)新規参入施設等への巡回支援

【事業概要】

教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業へ新規参入する事業者に対し、事業経験のある者を活用した巡回支援等を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

平成29年度より元公立保育園の保育士による巡回支援を開始しており、新規参入施設だけではなく、既存園を含むすべての保育所の定期巡回指導を実施しています。今後も、安心・安全な保育を提供できるよう、継続的に相談・助言・指導を実施していきます。

	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施体制	・巡回指導員 (元公立保育園長5名)	・巡回指導員(公立保育園経験者6名)				

(2)認定こども園特別支援教育・保育経費

【事業概要】

私学助成(特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを私立認定こども園で受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助します。

【量の見込みと確保方策】

給付対象者を適切に把握し、必要に応じて補助を行っていきます。

⑭子育て世帯訪問支援事業

【事業概要】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる世帯へ支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、児童虐待を未然に防止することを目的とします。

- ・育児支援ヘルパー事業：保護者の体調不良などで手助けが必要なご家庭に、産後概ね 2 年間ヘルパーを派遣します。

【量の見込みと確保方策】

- ・育児支援ヘルパー事業：民間事業者へ委託し、事業を実施しています。ここ数年は一般枠と要支援家庭枠とがそれぞれ増減を繰り返している状況です。児童相談所からの地域での見守りの要素も踏まえ、今後の増加によって、体制強化を図っていきます。

単位：人

		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 全 域	①需要量の見込み	3,874	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800
	②確保方策	実施機関：子ども家庭支援センター 委託団体等：民間事業者9社					

⑮児童育成支援拠点事業

【事業概要】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

【量の見込みと確保方策】

検討中

⑩親子関係形成支援事業

【事業概要】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

【量の見込みと確保方策】

需要量の見込みは、令和5年度実績を元に算出し、確保方策は、参加者 10 名の講座を計54プログラム実施するため 540 人としました。

		単位:人				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 全 域	①需要量の見込み	480	480	480	480	480
	②確保方策	540	540	540	540	540

⑰こども誰でも通園制度

【事業概要】

保護者の就労要件を問わず、生後満6か月以上から3歳未満の未就園児が保育所などの施設を時間単位で利用できる制度です。

年齢の近いこどもや保育士と関わることで成長発達に豊かな経験をもたらすとともに、保護者には面談等により子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行います。

【量の見込みと確保方策】

人口動態の変化や保育ニーズが多様化する状況を踏まえ、すべての利用希望者の受け入れ枠を確保していきます。整備にあたっては、令和8年度の本格実施に向け、既存施設を有効活用し、安心して利用できる環境整備を図ってまいります。

単位：人日（年間延べ利用者数）

		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
区 全 域	①需要量の見込み	0	0	0	38	20	35	38	20	36	38	20	35	39	20	35
	②確保方策	0	0	0	38	20	35	38	20	36	38	20	35	39	20	35
	過不足② - ①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
東 部 地 域	①需要量の見込み	0	0	0	20	11	20	20	11	20	20	11	19	21	11	19
	②確保方策	0	0	0	20	11	20	20	11	20	20	11	19	21	11	19
	過不足② - ①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
西 部 地 域	①需要量の見込み	0	0	0	18	9	15	18	9	16	18	9	16	18	9	16
	②確保方策	0	0	0	18	9	15	18	9	16	18	9	16	18	9	16
	過不足② - ①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

⑱産後ケア事業

【事業概要】

生後1歳までの産後ケアを必要とする母子に対して、助産師等による心身のケアと育児の支援のほか母子の健康増進に必要な支援を行います。

【量の見込みと確保方策】

令和5年度までの実績の伸び率をふまえて需要量を見込んでいます。出生数や需要に応じて委託施設を適切に確保し、母子とその家族が安心して健やかな子育てができるように支援します。

		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
区 全 域	①需要量の見込み (利用日数)	806	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
	②確保方策							
	委託施設 (宿泊型)	9	9	9	9	9	9	単位:か所
	委託施設 (通所型)	-	5	5	5	5	5	単位:か所
	訪問型 (委託助産師)	-	10	11	12	13	14	単位:人

⑨妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業

【事業概要】

妊娠届出をした妊婦に5万円、出産後に子ども1人につき5万円を支給する「妊婦のための支援給付」併せて、妊娠届出時の面接相談（ゆりかご面接）、妊娠後期のアンケートをもとにした電話や面接相談、出産後のこんにちは赤ちゃん事業により、妊娠期から子育て期まで切れ目なく、包括的に相談支援を実施します。

【量の見込みと確保方策】

ゆりかご面接、妊娠後期アンケート、こんにちは赤ちゃん事業の活用をして情報提供や相談対応を行なうとともに必要な支援につないでいきます。

・ゆりかご面接および妊娠後期アンケート

			単位：人					
			令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 全 域	①需要量の見込み		2,132	2,140	2,140	2,140	2,140	2,140
	② 確 保 方 策	助産師	8	8	8	8	8	8
		地区担当 保健師	17	17	17	17	17	17

・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

			単位：人					
			令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 全 域	①需要量の見込み		1,847	1,850	1,850	1,850	1,850	1,850
	②確 保 方 策	委託助産師	18	18	18	18	18	18
		地区担当 保健師	17	17	17	17	17	17

7. 教育・保育の一体的提供及び

推進に関する体制の確保内容

- 区では、安心して子育てができる魅力あるまちづくりを推進するため、幼児教育・保育の量的・質的充実を図るとともに、各家庭のニーズに応じた支援を行うことにより、子育て世帯の不安感や負担感を軽減し、子どもが健やかに成長できるよう支援していきます。
- 公立・私立幼稚園、保育園などの垣根を超えて質の高い教育・保育を提供し、子どもの充実した経験や学びが小学校の生活、学習へとつなげるため、どの幼児教育施設でも活用できる 0～5 歳児を対象とした共通のプログラム「就学前教育共通プログラム」を策定します。
- 幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、乳幼児期の保育や学校教育を一体的に行う認定こども園について、利用者のニーズを的確に捉えながら、既存園からの移行を含めて、設置を検討していきます。
- 「豊島区保育の質ガイドライン」を踏まえ、区内で保育に関わる全ての保育者、事業者、保護者との共通理解を図り、豊島区全体の保育の質向上に向けた取組を行います。
- 区が認可・確認している私立認可保育所及び地域型保育事業に対し、指導検査を実施しています。
- 区では区立保育園勤務経験者による保育巡回に取り組んでいます。通常の保育訪問のほかに保護者等からの相談及び要望等が多い施設を巡回し、事実確認等を踏まえて助言を行っています。今後、幼児教育の豊富な知見や実践経験を持つ者が各幼稚園を巡回し、助言指導を行う「幼児教育アドバイザー」の導入を検討します。
- 教育や保育に関わる職員の専門性を高め、資質の向上を図るための研修・OJT の機会を確保していきます。また、地域の課題を共有し、子ども関連施設の連携強化を図るため、地域合同子ども研修を実施します。
- 教育・保育に関する施策を総合的に実施するための体制整備を図ります

8. 子育てのための施設等利用給付の

円滑な実施の確保内容

- 幼児教育・保育無償化に伴う新たな給付である「子育てのための施設等利用給付」については、公正かつ適正な支給が確保できるよう、実施方法の検証及び改善を進めます。
- 申請に係る対応窓口の一元化や、既存の給付・補助制度との一体的な申請方法等を検討し、保護者や施設の負担軽減を図ります。

●認可外保育施設等の質の確保・向上に向け、立入調査を実施しています。

9. 特別な配慮が必要な児童への支援

●障害児など特別な支援が必要な子どもも、障害児施策等と連携を図りながら、教育・保育施設、地域型保育事業において受入れを行っています。今後も児童の状況に応じ、従事職員の加配や事業者への補助等、適切な受入体制の確保を図るとともに、巡回子育て発達相談事業等により、施設職員や保護者に対し、専門的な指導助言を行っています。

●医療的ケア児の保育・教育について、受入体制の整備を検討していきます。

●特別な配慮が必要な児童への支援については、児童発達支援センターが地域の中核的役割を担い、障害福祉課や民間支援団体と連携・協力して、対象児童の状況・状態を丁寧に把握し、適切に社会資源へつなぐとともにインクルージョンを推進していきます。

●令和9年度に児童発達支援センターは、千川中複合施設への移転を予定しています。医療的ケア児等への対応等について、必要な備品や従事職員の適切な配置など、受け入れ体制の整備をすすめていきます。

●妊娠期から子育て期への切れ目ない子育て支援を実現するため、千川中複合施設においては、児童発達支援センターと教育センターを同一フロアーに配置し、就学前から就学後への移行を円滑に行えるよう相談体制及び連携体制を構築していきます。

●外国にルーツを持つ子ども、保護者も安心してサービスを利用できるよう、各種広報やホームページの多言語化をはじめ、保育、就学、育児、教育など各種の利用案内や申請書などについて、外国語版を作成しています。また日本語初期指導や日本語指導教室など、それぞれの子どもの状況に合わせた支援を実施していきます。

●言葉や文化の違いを踏まえ、子ども同士がお互いの良さを認め合えるよう、多様性を受容し、一人ひとりが自分らしく伸び伸びと育つ環境づくりを進めます。

第5章 計画の推進に向けて



1 計画の進行管理

計画の実現へ向けて、PDCA の考え方に基づき、具体的に取り組む施策の策定・実施・評価にあたり、子ども・若者や子育て家庭等の意見を聴取し、受け止め、反映させていきます。また、それらを進めるにあたっては、子ども・若者や子育て家庭の視点に立った取組がされているか検証を行い、改善しながら効果的かつ効率的に施策を推進していきます。検証の結果は、区ホームページ等を通じて広く公表していきます。

(1) 計画全体の検証について

本計画全体については、庁内関係部署で組織する「子どもの施策調整会議」や、区民や地域団体等の幅広い関係者で構成される「青少年問題協議会」において、事業目標の達成状況や子ども・若者の意見等、定量的・定性的なデータをエビデンスとして、第3章の重点事業の目標達成状況を中心に点検・評価を行います。区は点検・評価結果を踏まえ、施策の改善につなげていきます。

(2) 「子ども・子育て支援事業計画」(第4章)の検証について

「子ども・子育て支援事業計画」(第4章)については、年度ごとに区が実施状況をまとめ、「子ども・子育て会議」が目標の達成状況などについて点検・評価を行います。点検・評価の内容を踏まえ、必要に応じて計画中間期に見直しを行います。

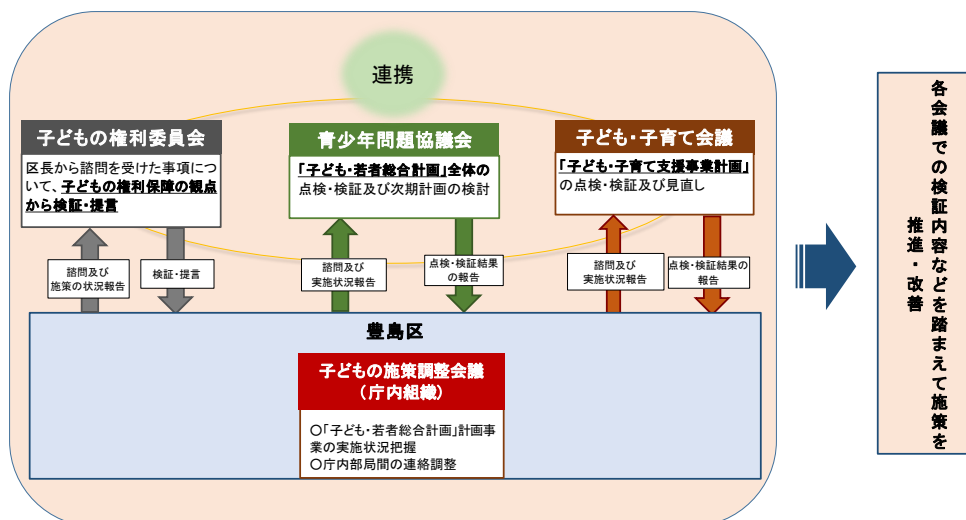


2 子どもの権利の観点からの施策の検証・推進

本計画は、目標達成状況の点検・評価に加え、「子どもの権利委員会」が子どもの権利保障の観点から検証を行います。検証の結果をもとに施策の改善策などについて審議し、区へ提言を行います。区は提言の内容を踏まえて施策の推進や改善を図ります。

また、各部局においては、それぞれの取組が計画の目標実現のためであることを理解したうえで事業を推進するとともに、様々な取組を子どもの権利の普及啓発の機会と捉え、子どもの権利保障の推進を図ります。

◆計画の推進体制のイメージ図





3 子ども・若者等の意見等の反映

豊島区では、子どもの権利保障として、これまでも子どもの意見を反映させるための取組を進めてきました。

例えば、「子どもレター」や「子ども会議」等、子ども・若者等の意見を区政全体に反映させることを目的とした取組とともに、「児童施設運営事業」での利用者会議の開催といった、子ども・若者等にとって、より身近な日常生活の場で展開される個別の取組においても、広範な子ども・若者等の思いを聴き、反映させる取組を進めてきました。

これら豊島区が積み重ねてきた取組を大切にしながら、さらに、子ども・若者等の意見が施策へと反映させられるように取組を推進していきます。

具体的には、「子ども・若者等の意見を区政全体に反映させる取組」と「個別の施策に意見を反映させる取組」のそれぞれについて、取り組みを充実させていきます。各施策等において、子ども・若者等の意見を受け止め、ともに方針の決定や具体策の構築を進めていくため、取組においては、「企画する」、「意見を聴く」、「意見を反映する」、「フィードバックする」、「検証する」といった段階ごとに、コミュニケーションを丁寧に積み重ねていくとともに、参画の窓口を効果的かつ幅広く用意することで、多様な子ども・若者等が成長等に応じて参画の度合いや手法を選択できるよう柔軟に取り組みを進めていきます。

また、庁内連携を強化し、「区政全体に意見を反映させる取組」と「個別の施策に意見を反映させる取組」の間の連携・相乗効果により、区政全体での意見反映をさらに進めてまいります。

こうした取組により、豊島区のあらゆる取組に、子ども・若者等の意見を反映させていきます。



4 計画の広報

計画の対象である子ども・若者や妊娠中の方、子育て家庭及び、子ども・若者に関わる方々に、計画の内容をわかりやすくお知らせします。そのために、子ども版や概要版を作成する等し、対象者に合わせた広報ツールを活用しながら、効果的な手法を検討していきます。

また、アンケート調査や意見交換会といった広聴と併せた広報を通じて、子ども・若者等の意見等の反映の取り組みへと繋げていくとともに、計画の改善や調整を図っていきます。計画の進行状況や成果について定期的にフィードバックしていくことで、計画の理念や考え方を地域全体で共有し、地域一体となって計画の推進を図ります。



5 地域ネットワークの構築、関係機関との連携強化

子ども・若者の権利が保障されながら成長していけるまちづくりを実現していくには、行政施策のみならず、地域全体の協働による共創が必要です。令和3年7月には、区民や企業など「オールとしま」によるSDGs推進の取組として「としま子ども若者応援プロジェクト」が始動しました。また、区の組織を横断して民間支援団体と連携し、定期的に意見交換を行うことで顔の見える関係性を構築する「居場所会議」や、10代から20代の女性

支援を行う「すずらんスマイルプロジェクト」等、新たな取組も進んでいます。豊島区では、区民やNPO法人、地域団体、子育て支援グループ、企業等による主体的な活動が活発に展開されています。引き続き、そうした活動への支援を継続するとともに、協働・連携の仕組みづくりや、自助・共助・公助のネットワーク構築に取り組めます。

また、多岐にわたる子ども・若者や家庭を取り巻く諸状況に的確に対応し、総合的かつ効果的な施策の推進を図っていくため、国、東京都、近隣の自治体、地域の大学、社会福祉協議会、事業者、子ども・若者に関する施設など関係機関との連携を強化していきます。